

夜間中学の設置・充実 に向けて

【 手 引 】

(第2次改訂版)

平成30年7月

文部科学省

目次

本手引の趣旨	1
I. 義務教育の段階における普通教育に	
相当する教育の機会の確保等に関する法律等	2
地方公共団体における就学の機会の提供等（第14条）	2
協議会の設置（第15条）	7
広報、相談体制の整備等	10
II. 夜間中学の現状	12
設置の状況	12
生徒の状況	14
入学要件・時期	17
教育課程・指導上の工夫	18
経済的支援・給食	19
III. 夜間中学設置のニーズ	20
（潜在的）入学希望者	20
1. 義務教育未修了者	20
2. 入学希望既卒者	22
3. 不登校となっている学齢生徒	25
4. 外国籍の者	27
ニーズの把握及び広報	29
IV. 設置・運営上の工夫等	36
設置形態	36
設置場所	36
教職員の配置・研修等	37
教育課程・指導上の工夫	39
市町村間の経費負担の工夫	40
V. 夜間中学の事例	42
市川市立大洲中学校（千葉県）	43
足立区立第四中学校（東京都）	45
堺市立殿馬場中学校（大阪府）	47
神戸市立兵庫中学校北分校（兵庫県）	49
VI. 関連資料	51

本手引の趣旨

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級です。

昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、平成29年度現在、8都府県25市区で31校が設置されています。近年は、日本国籍を有しない生徒が増加しています（全体の約8割）。

一方で、これまでに文部科学省は、不登校などの事情から実質的に教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者や、不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受入れることが可能であることを示してきました。

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されているのです。

このような中、平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しました。本法律により、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念に、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかったものうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。

さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとしました。

この点、市町村立のみならず都道府県立の夜間中学の設置も進むよう、既に義務教育費国庫負担法が改正され（平成29年3月）、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることとなりました。

この手引では、各地方公共団体における夜間中学の設置に向けた検討が進むよう、また、既に設置されている地方公共団体においては、夜間中学での一層の希望者の受入れや指導の向上等が図られるよう、各種のデータを掲載するとともに、設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介しています。夜間中学の設置・充実に向け、各自治体において参考にしていただければ幸いです。

1. 義務教育の段階における普通教育に

相当する教育の機会の確保等に関する法律等

- 平成28年12月7日に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「法律」という。）が成立しました（関連資料1）（夜間中学に係る第14条・第15条は平成28年12月14日から、その他の規定は平成29年2月14日から施行）。
- 法律では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等（以下、「教育機会の確保等」という。）に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、基本指針の策定その他の必要な事項が定められました。
- このうち、法律第7条において、文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるものとされています。これを受けて、文部科学省は、平成29年3月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました。以下、法律と基本指針に基づき、夜間中学の設置・充実に係る国及び地方公共団体の責務等について整理します。

地方公共団体における就学の機会の提供等（第14条）

- 法律第14条においては、学齢期を経過した者であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学^{*1}における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられています。
- これを受け、地方公共団体においては、
 - ・ 夜間中学を新たに設置すること
 - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められます。
- この点、基本指針においては「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設

*1 法律第14条に規定されている「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」としては、中学校の他、小学校や義務教育学校等も想定されます（現在は設置されていません）。

置される」ことを目指し、文部科学省として、都道府県によるものも含め、夜間中学等の設置を促すとともに、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進することとしています。

- 夜間中学は、8都道府県25市区に31校が設置されているところですが、文部科学省が平成29年7月に実施した「夜間中学等に関する実態調査」（以下、「平成29年度調査」という。）によると、教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置として、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」を行っているとは回答した自治体は、6都道府県と74市区町村でした。
- このうち、川口市と松戸市については、平成31年4月の開校に向け、近隣市町村との協議会や市民向け説明会等の開催など、準備を進めているところです。また、現時点では存在していない都道府県立の夜間中学設置に向けても、各都道府県の検討の具体化が期待されます。
- さらに、各地方公共団体においては、近隣の市町村と連携協力して就学機会の提供を図るなどの理由から夜間中学が未設置の場合においても、例えば、
 - ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - ・ 当該地方公共団体内の希望者が通学可能な夜間中学についての積極的な広報や相談窓口の開設
 - ・ 就学機会の提供につながる、いわゆる自主夜間中学等での学習活動への支援などに取り組むことが必要です。
- 平成29年度調査においても、「夜間中学の積極的な広報、または相談窓口の設置」を行っているとは回答した自治体は16都道府県、324市区町村、「いわゆる自主夜間中学等での学習活動への支援」を行っているとは回答した自治体は3都道府県、61市区町村でした。
- 既に夜間中学を設置している地方公共団体においても、個々の生徒のニーズを踏まえ、生徒の年齢、経験等の実情に応じた教育課程・指導上の工夫を図る（詳細はp39～40）とともに、不登校となっている学齢生徒の受入れなど、実質的に十分な教育を受けられていない多様な生徒の受入れについても検討することが求められます。
- このように、市町村が設置する夜間中学を充実していくためには、都道府県の役割も重要です。実際、都道府県が当該夜間中学に対し、教職員人事等で配慮するほ

か、教育課程の実施に当たって助言したり、定期的に視察・情報交換を行ったりする例が見られます。また、都道府県のホームページ等で域内の夜間中学の情報を掲載するなど、都道府県が広報活動・相談窓口の設置において協力することも望まれます。

- 併せて、いわゆる自主夜間中学等についても、実施場所の提供や運営に係る補助金の交付、委託事業の実施などの支援を行っている自治体も見受けられます。自主夜間中学等についても、義務教育を修了していない者等に対する重要な学びの場となっていることから、各地域の実情に応じて適切な対応を図ることが望まれます。

(参考) 自治体の支援制度等を利用した自主夜間中学の活動例

埼玉県川口市では、「川口市民パートナーステーション」において、社会貢献団体の登録をした団体が無料で利用できるスペースがあり、川口自主夜間中学はこの制度を利用して活動を行っています。

また、千葉県柏市では市民の寄付による「柏市民公益活動補助金」制度があり、柏自主夜間中学はこの補助金による支援を受けて活動を行っています。

【法律の抜粋】

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【基本指針 抜粋】

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に

関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

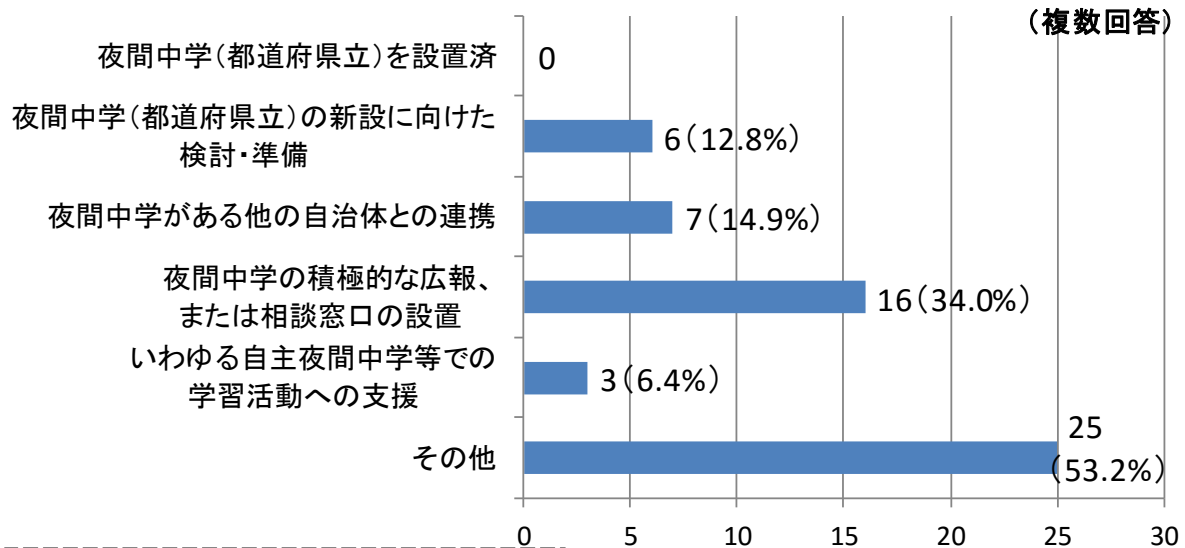
(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

1-1. 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置



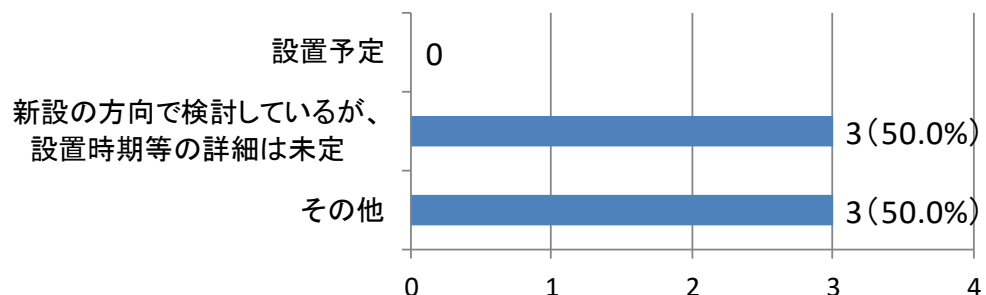
「その他」の主な内容

- ・夜間中学設置のニーズについての、調査対象及び調査方法の検討
- ・設置に向けて市教育委員会と共同調査を実施
- ・先進地視察等による情報収集や県内市町村との意見交換を実施

回答: 47都道府県

1-2. 夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討の状況

1-1において、「夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討・準備」と回答した都道府県の検討状況



「その他」の主な内容

- ・県内全市町村と新設の在り方について協議
- ・設置の課題等について検討する委員会を設置

回答: 1-1において、「夜間中学(都道府県立)の新設に向けた検討・準備」と回答した6都道府県

協議会の設置（第15条）

- 第15条においては、都道府県及び当該都道府県内の市町村は、第14条に基づき実施する措置に係る事務について、都道府県及び市町村間の役割分担に関する協議や連絡調整を行うための協議会を組織することができるかとされています。
- その上で、
 - ・ 協議会は、次の①から③の者で構成すること
 - ①都道府県知事及び都道府県教育委員会
 - ②当該都道府県の区域内の市町村長及び市町村教育委員会
 - ③学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
 - ・ 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないことが定められています。
- 協議会で協議等を行う内容としては、
 - ・ 夜間中学の設置主体や設置場所、設置する時期
 - ・ 夜間中学の対象者
 - ・ 他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部分担
 - ・ 各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置
 - ・ 広域行政を担う都道府県が果たすべき役割
 - ・ いわゆる自主夜間中学等への支援などが考えられます。
- 協議会の設置に向けては、都道府県が中心となって関係市町村と協議会あるいは協議会に近い検討組織を設けることが考えられ、その活用を通じて、夜間中学の設置など各地方公共団体における就学機会の提供等が図られることが期待されます。
- 平成29年度調査では第15条に基づく協議会そのものの設置はなかったものの、協議会に類する検討組織を設置済と回答したのが13都道府県ありました。
- 文部科学省では、協議会の設置・活用を促進するため、就学機会の提供等に係る都道府県・市町村の役割分担についての調査研究を行うなどにより、まずは第15条に基づく協議会に類する検討組織の設置・活用を推進した上で、第15条に基づく協議会となるよう支援してまいります。

【法律の抜粋】

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

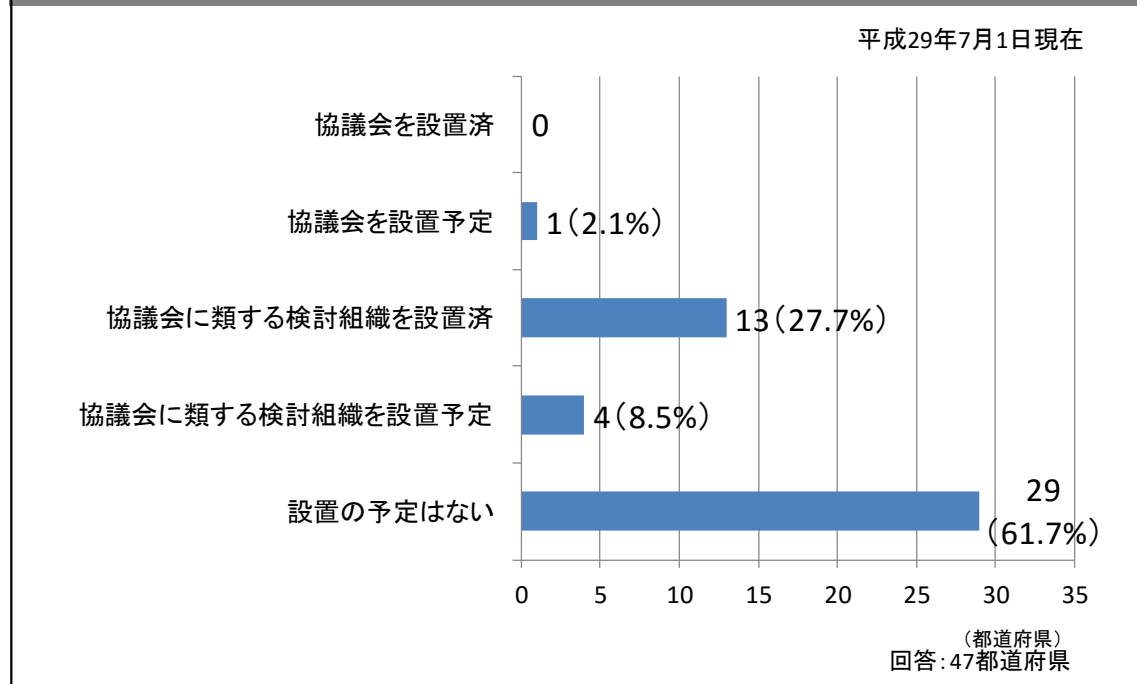
二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況



出典：「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

広報，相談体制の整備等

- 国及び地方公共団体は，法律等に基づき，夜間中学についての広報活動や人材の確保，相談体制の整備等に取り組むよう努める必要があります。
- そもそも夜間中学の存在自体が，（潜在的）入学希望者に伝わっていないことも考えられます。このため，夜間中学についての広報や情報提供を積極的に行うことが重要です。その際には，読み書きが不自由な義務教育未修了者の方がいることを想定して，地方公共団体の広報誌などの活字媒体にはルビを振る，外国語を用いるなどの工夫を図るとともに，目や耳に訴えかけるテレビやラジオの番組などを活用することも大切です。
- 文部科学省が民間の調査会社に委託して調査した結果によると，実際に夜間中学に通っている生徒が夜間中学を知ったきっかけとして，「誰かに聞いた」という回答が最も多く，聞いた相手としては「友人・知人」が大きな割合を占めていることがわかりました。このことから，（潜在的）入学希望者に夜間中学の存在を直接伝えるだけでなく，（潜在的）入学希望者の周辺にいる家族や友人，支援者などに夜間中学を知ってもらう広報活動を展開することも，有効です。
- その他，夜間中学の生徒募集に有効と考えられる方法としては，上述したようなマスメディアの活用のほか，自治体などの公的機関や小学校，中学校，高校の昼間部との連携して，公的機関関係者や学校関係者への認知率を高める必要性も挙げられています。
- また，地方公共団体においては，域内の夜間中学等に係る情報を積極的に収集し，個人からの問い合わせや相談があった場合，夜間中学等の窓口を適時適切に案内できるようにするなど，相談体制の整備が求められます。その際も，法15条に基づく協議会等を通じて，都道府県と市町村や自主夜間中学等と連携していくことが有効です。
- こうした広報活動等を支援するため，文部科学省ウェブサイト「夜間中学の推進について」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/)に，夜間中学を周知するためのポスターやリーフレット「夜間中学のご案内～あなたも通ってみませんか？～」(英語，中国語，韓国語版を含む)，フライヤーのデータを掲載しています(関連資料11,12,13)。また，夜間中学についての政府インターネットテレビの紹介もしています。夜間中学についての広報や相談に応じる際に，是非御活用ください。

【基本指針の抜粋】

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(4) (略)

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体との連携による相談体制の整備を推進する。

II. 夜間中学の現状

- 夜間中学については、平成30年度現在、全国に31校が設置されており、各地域の状況に応じて教育が行われています。ここでは、夜間中学の現状について、各種のデータを紹介します。

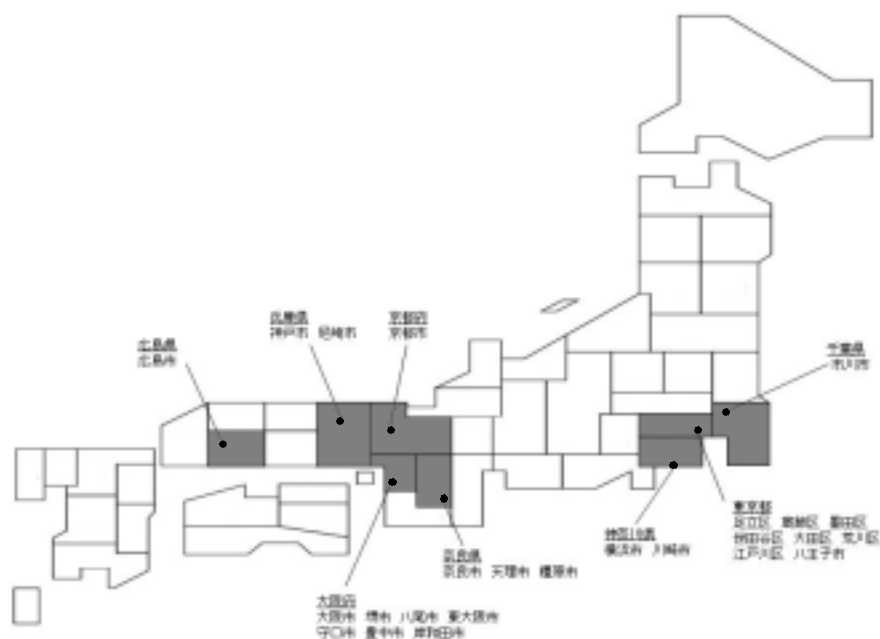
設置の状況

平成30年度現在、8都府県25市区に31校が設置されています。

※ () 内は各市区における設置数

- ・(千葉県) 市川市 (1)
- ・(東京都) 墨田区 (1), 大田区 (1), 世田谷区 (1), 荒川区 (1), 足立区 (1), 江戸川区 (1), 葛飾区 (1), 八王子市 (1)
- ・(神奈川県) 川崎市 (1), 横浜市 (1)
- ・(京都府) 京都市 (1)
- ・(大阪府) 大阪市 (4), 堺市 (1), 岸和田市 (1), 東大阪市 (2), 八尾市 (1), 守口市 (1), 豊中市 (1)
- ・(兵庫県) 神戸市 (2), 尼崎市 (1)
- ・(奈良県) 奈良市 (1), 天理市 (1), 橿原市 (1)
- ・(広島県) 広島市 (2)

設置状況 (平成30年)



平成 29 年 7 月 1 日 現在

設置主体	学校名	生徒数 (学級数)
市川市	大洲(おおす)中学校	24人(3)
墨田区	文花(ぶんか)中学校	62人(4)
大田区	糞谷(こうじや)中学校	46人(3)
世田谷区	三宿(みしゆく)中学校	61人(5)
荒川区	第九中学校	32人(3)
足立区	第四中学校	74人(3)
江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	51人(12)
葛飾区	双葉(ふたば)中学校	55人(5)
八王子市	第五中学校	28人(3)
川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	27人(3)
横浜市	蒔田(まいた)中学校	22人(3)
京都市	洛友(らくゆう)中学校	30人(4)
大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	42人(3)
大阪市	天満(てんま)中学校	49人(3)
大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校	15人(2)
大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校	101人 (4)

設置主体	学校名	生徒数 (学級数)
堺市	殿馬場(とのばば)中学校	200人(7)
岸和田市	岸城(きしき)中学校	63人(4)
東大阪市	布施(ふせ)中学校	81人(4)
東大阪市	長栄(ちょうえい)中学校	91人(4)
八尾市	八尾(やお)中学校	125人(6)
守口市	さつき学園	128人(5)
豊中市	第四中学校	32人(3)
神戸市	丸山(まるやま)中学校 西野(にし)の分校	20人(3)
神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校	14人(3)
尼崎市	成良(せいりょう)中学校 琴城(きんじょう)分校	43人(3)
奈良市	春日(かすが)中学校	58人(4)
天理市	北中学校	40人(4)
橿原市	畝傍(うねび)中学校	31人(3)
広島市	観音(かんおん)中学校	20人(3)
広島市	二葉(ふたば)中学校	22人(3)

出典：「平成 29 年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

生徒の状況

31校における生徒数や生徒の入学理由、卒業後の状況等については、次のとおりです。

在籍生徒数(年齢別)								
平成29年7月1日現在								
	学齢期	15 ^(※) ～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	196	123	74	45	34	113	585
	0.0%	11.6%	7.3%	4.4%	2.7%	2.0%	6.7%	34.7%
女	0	146	162	151	172	128	343	1,102
	0.0%	8.7%	9.6%	9.0%	10.2%	7.6%	20.3%	65.3%
合計	0	342	285	225	217	162	456	1,687
	0.0%	20.3%	16.9%	13.3%	12.9%	9.6%	27.0%	100%

(人)
下段は生徒数合計を100%とした場合の割合

(※)満15歳に達した日の属する学年の終わり以降で、調査時点(平成29年7月1日)に15歳であった者

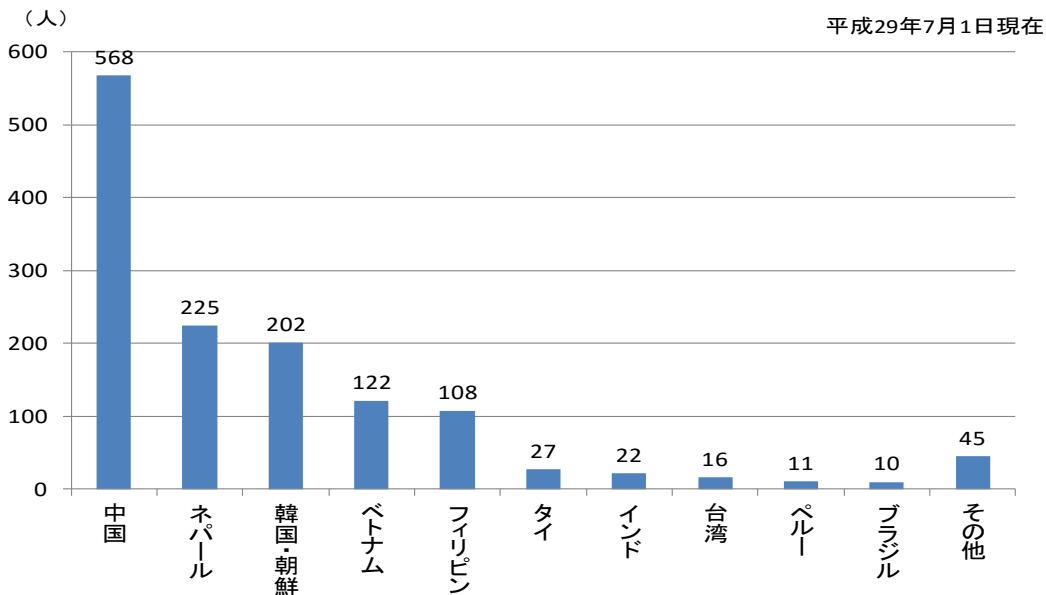
学齢経過者のみが在籍しており、このうち60歳以上の生徒は27.0%、15～19歳の生徒は20.3%を占める。

在籍生徒数(学年別)				
平成29年7月1日現在				
	第1学年	第2学年	第3学年	合計
男	105	198	282	585
	6.2%	11.7%	16.7%	34.7%
女	184	323	595	1,102
	10.9%	19.1%	35.3%	65.3%
合計	289	521	877	1,687
	17.1%	30.9%	52.0%	100%

(人)
下段は生徒数合計を100%とした場合の割合
回答:夜間中学31校

全体として女子生徒の割合が高い。
出典:「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

在籍生徒数(国籍別)



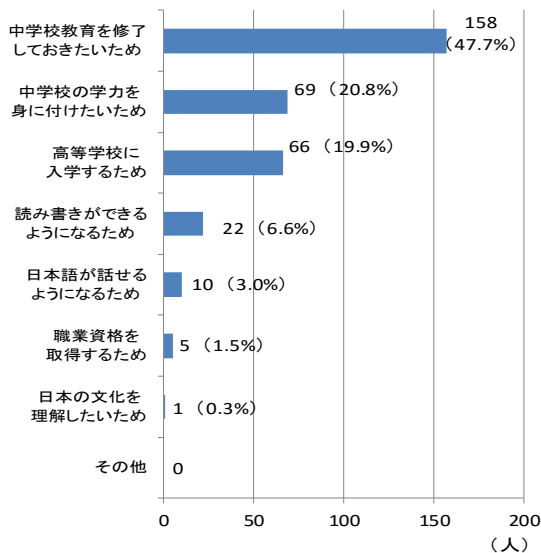
「その他」の主な内容
 ・シリア 5人
 ・アフガニスタン、スーダン 各4人
 ・インドネシア、パキスタン、 Bangladesh、ミャンマー、ラオス 各3人 等

夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数:1,356人

アジア圏出身の方が大多数を占める。

夜間中学入学理由

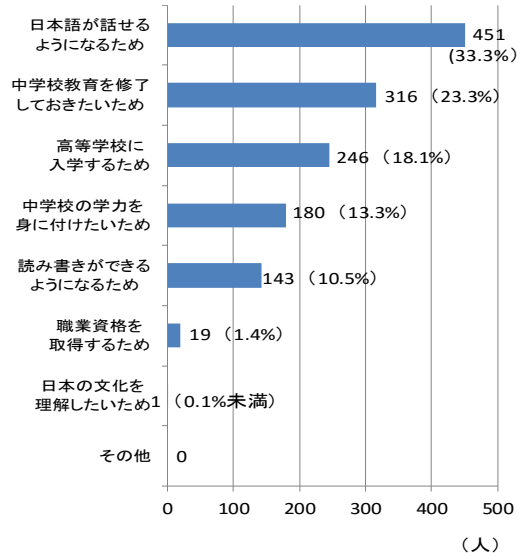
日本国籍



夜間中学に通う日本国籍の生徒数:331人

外国籍

平成29年7月1日現在



夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数:1,356人

「中学校教育を修了しておきたいため」と回答したのが、日本国籍で、半数近い47.7%、外国籍で23.3%を占める。

(※) 例えば、外国籍の者が、①我が国又は他国において外国人学校中等部等を卒業している、②他国において、9年未満の前期中等教育の課程を修了している場合等については、各高等学校の校長の判断により、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められた場合は、当該高等学校の入学者選抜試験を受験することができます。(学校教育法施行規則第95条第5号)

出典:「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

卒業後の状況(平成28年度末)

平成29年7月1日現在

(卒業後の状況別)	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	29	126	155
	8.4%	36.6%	45.1%
専修学校進学	0	1	1
	0.0%	0.3%	0.3%
就職	10	50	60
	2.9%	14.5%	17.4%
その他	37	91	128
	0.8%	26.5%	37.2%
合計	76	268	344
	22.1%	77.9%	100%

(人)

下段は平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合
平成28年度に夜間中学を卒業した生徒数:344人

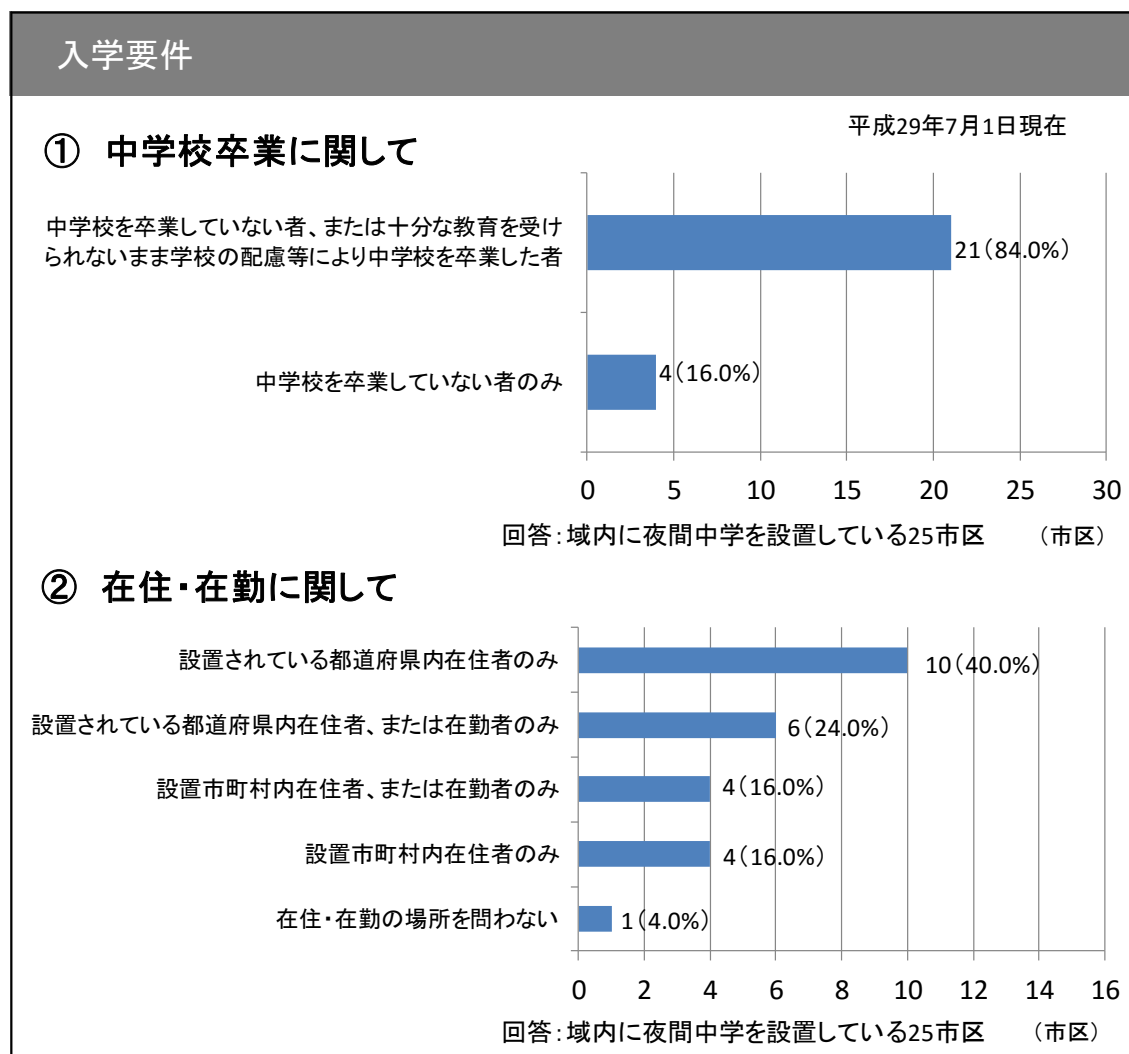
卒業後は、高校進学する生徒の割合が最も高い(45.1%)。

進学と就職を合わせた割合は62.8%。

出典:「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

入学要件・時期

夜間中学を設置している25市区における生徒の入学要件・時期については、以下のとおりです。



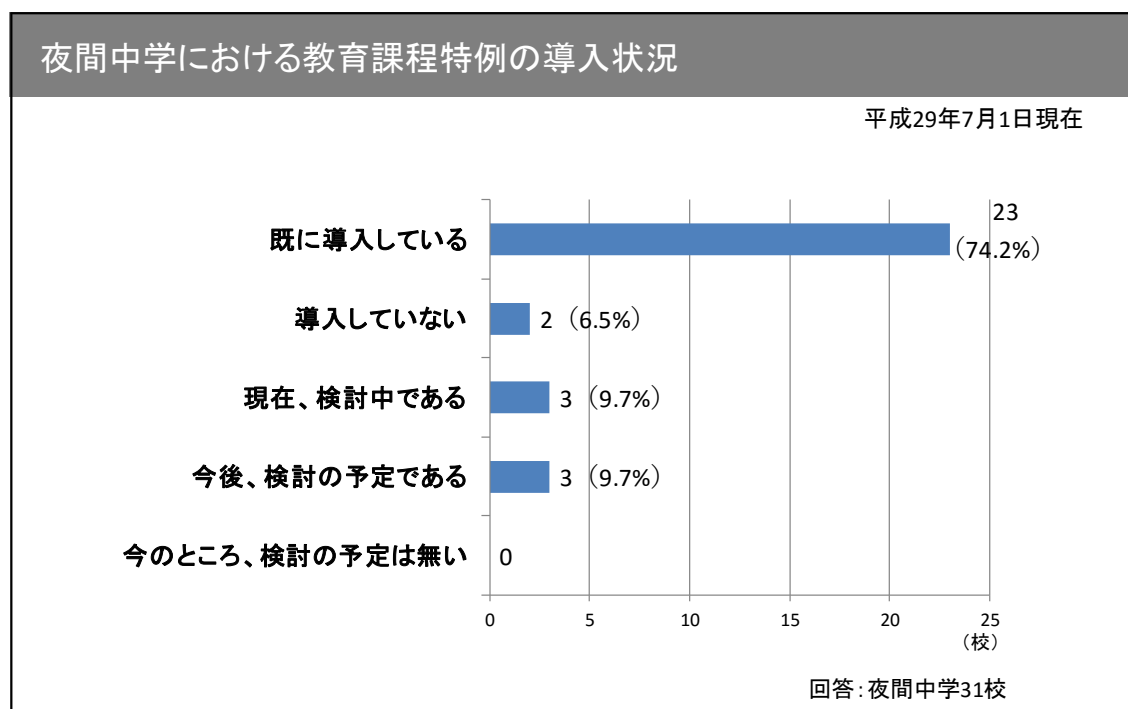
平成27年7月に文部科学省が発出した通知を踏まえ、21市区が入学希望既卒者（p22参照）を夜間中学で受け入れている。ただ、在住・在勤要件は自治体によって異なる。

（入学要件については、平成30年4月1日時点のものを関連資料5-2に掲載しています。）

出典：「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

教育課程・指導上の工夫

31校における教育課程や指導上の工夫については、以下のとおりです。

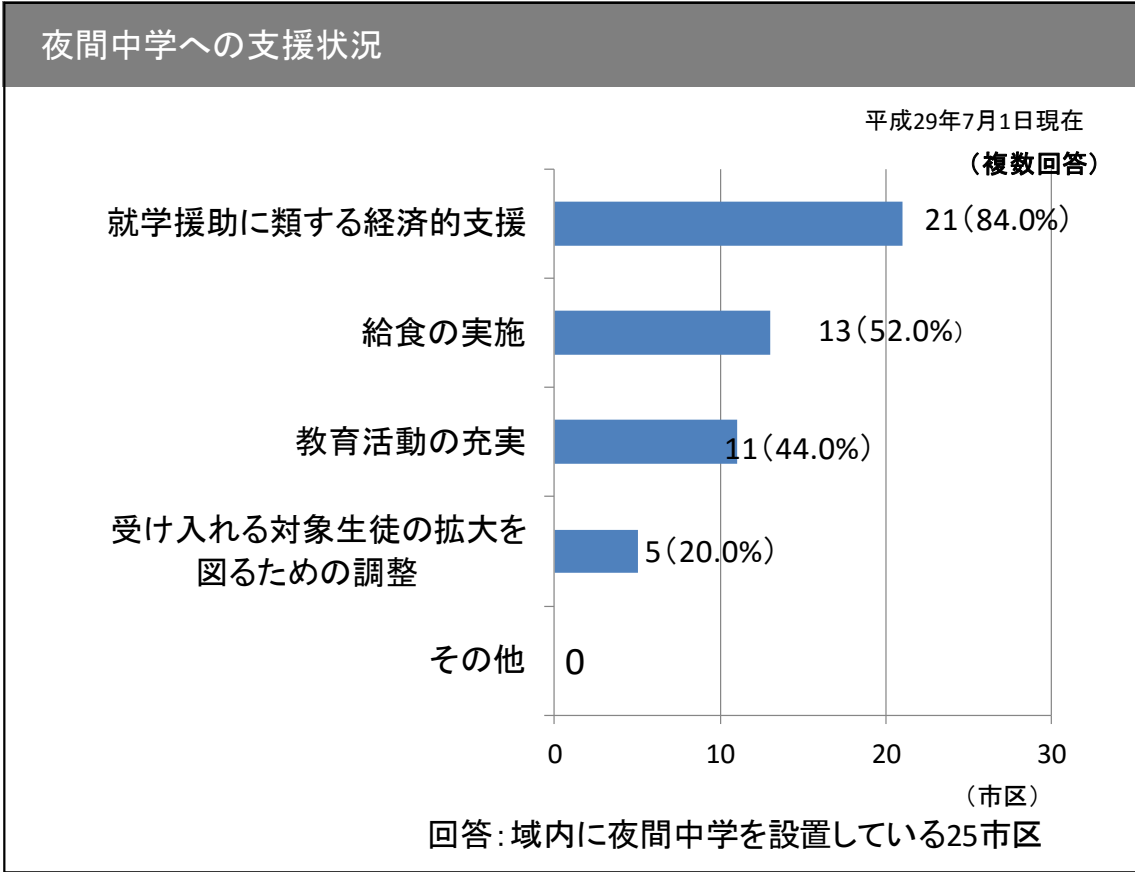


今年の3月に制度化した夜間中学の教育課程特例（関連資料6-2）の導入状況について、「既に導入している」と回答したのは、31校中23校であった。導入していない学校においても、自主プリントを作成する等、様々な指導上の工夫がなされている。

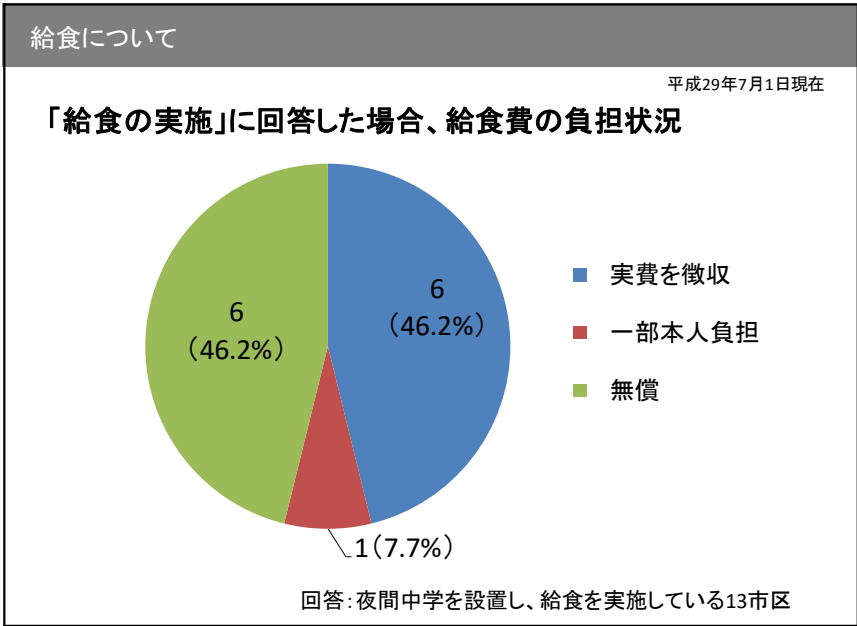
出典：「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

経済的支援・給食

夜間中学を設置している25市区における生徒への経済的支援や、給食の実施状況については、以下のとおりです。



設置市区は、就学援助に類する経済的支援をはじめ、夜間中学や生徒に対してなんらかの支援を行っている。



給食を実施している13市区のうち、6市区が無償としている。

出典: 「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

Ⅲ. 夜間中学設置のニーズ

- 夜間中学については、
 - ・ 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者（以下「義務教育未修了者」という。）に教育機会の提供を行うとともに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、
 - ・ 不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）、を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されています。
- また、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学で受け入れることも可能です。
- 外国籍の者についても、国際人権規約等を踏まえ、日本国籍の者と同様に夜間中学に受け入れ、教育機会を確保することが求められています。
- ここでは、これら夜間中学の（潜在的）入学希望者や、それらの者の入学のニーズを把握するための工夫について紹介します。

（潜在的）入学希望者

< 1. 義務教育未修了者 >

- 平成22年国勢調査によると、学齢を経過した者の中で、義務教育を修了していない者が少なくとも約12万8,000人います（国勢調査上「未就学者」として把握）（日本人が約12万人、外国人が約8,000人）。
- この約12万8,000人という「未就学者」の人数は、「在学したことのない者又は小学校を中途退学した者」の人数であり、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や、「中学校を中退した者の数」は含まれていないため、義務教育未修了者は実際にはより多くの人数に上ると考えられます^{*1}。
- 義務教育未修了者は、全国に存在することが分かっています。次ページの表は、「未就学者」の都道府県別の人数です。また、関連資料8には、市町村別の「未就学者」の人数も掲載しています。
- これら都道府県、市町村の「未就学者」の中には、夜間中学で学ぶことを希望する者が一定数含まれていると考えられます。

*1 義務教育未修了者数を正確に把握するため、文部科学省は総務省に国勢調査の調査方法の改善を要望しています。

<都道府県別「未就学者」数（平成22年国勢調査）>

都道府県名	「未就学者」数（人）
北海道	7, 374
青森県	2, 687
岩手県	1, 731
宮城県	1, 643
秋田県	2, 145
山形県	1, 281
福島県	2, 344
茨城県	2, 842
栃木県	2, 745
群馬県	2, 230
埼玉県	4, 787
千葉県	3, 991
東京都	7, 244
神奈川県	5, 166
新潟県	2, 158
富山県	726
石川県	815
福井県	664
山梨県	1, 114
長野県	2, 061
岐阜県	1, 405
静岡県	2, 509
愛知県	4, 372
三重県	2, 206

都道府県名	「未就学者」数（人）
滋賀県	1, 443
京都府	3, 249
大阪府	12, 195
兵庫県	6, 271
奈良県	1, 125
和歌山県	1, 341
鳥取県	764
島根県	841
岡山県	1, 306
広島県	2, 593
山口県	1, 678
徳島県	1, 425
香川県	899
愛媛県	1, 329
高知県	1, 016
福岡県	6, 543
佐賀県	877
長崎県	1, 868
熊本県	3, 028
大分県	998
宮崎県	1, 219
鹿児島県	3, 448
沖縄県	6, 541
計	128, 187

<2. 入学希望既卒者>

- かつて、文部科学省では、一度中学校を卒業した者が夜間中学に再入学を希望した場合の考え方を明確に示していませんでした。このような中、これまで入学希望既卒者が、夜間中学に入学を希望しても、基本的に入学を許されないという事態が生じていました。
- 次項で示すとおり、近年不登校児童生徒が増加している中、今後は義務教育の機会を全ての者に実質的に保障していくことが極めて重要となっています。
- 文部科学省の調査では、不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が、いわゆる自主夜間中学等で学んでいること等が明らかとなりました。その数は、自主夜間中学・識字講座等に参加する7,422人のうち278人となっています。(平成26年5月1日現在)
- また、文部科学省が民間の調査会社に委託して行った試算によると、平成3年以降、不登校のまま中学校を卒業した生徒の累計は106万5千人でした。30代、40代になっても、もう一度中学校の学びを取り戻したいとの思いから、夜間中学に入学される方もいることから、この累計数の中に、夜間中学が身近にあるならば入学を希望したいと考える人々は多いと考えられます。
- 次項で示すとおり、近年不登校児童生徒が増加している中、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じると考えられます。
- また、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭事情等により、学齢であっても居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている方の存在も明らかになっています。
- このような状況を踏まえると、一定の要件の下、入学希望既卒者の夜間中学での受入れを可能とすることが適当と考えられることから、平成27年7月、文部科学省は入学希望既卒者の受入れに関する考え方について通知しました。
- この通知で示した基本的な考え方は次のとおりです。各地方公共団体においては、これらの考え方を参考に、可能な限り入学希望既卒者の受入れを進めることが望まれます。

【基本的な考え方】

- ① 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学希望理由や既に卒業した中学校での就学状況について、本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認し、入学の可否を総合的に検討する。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、不登校等で中学

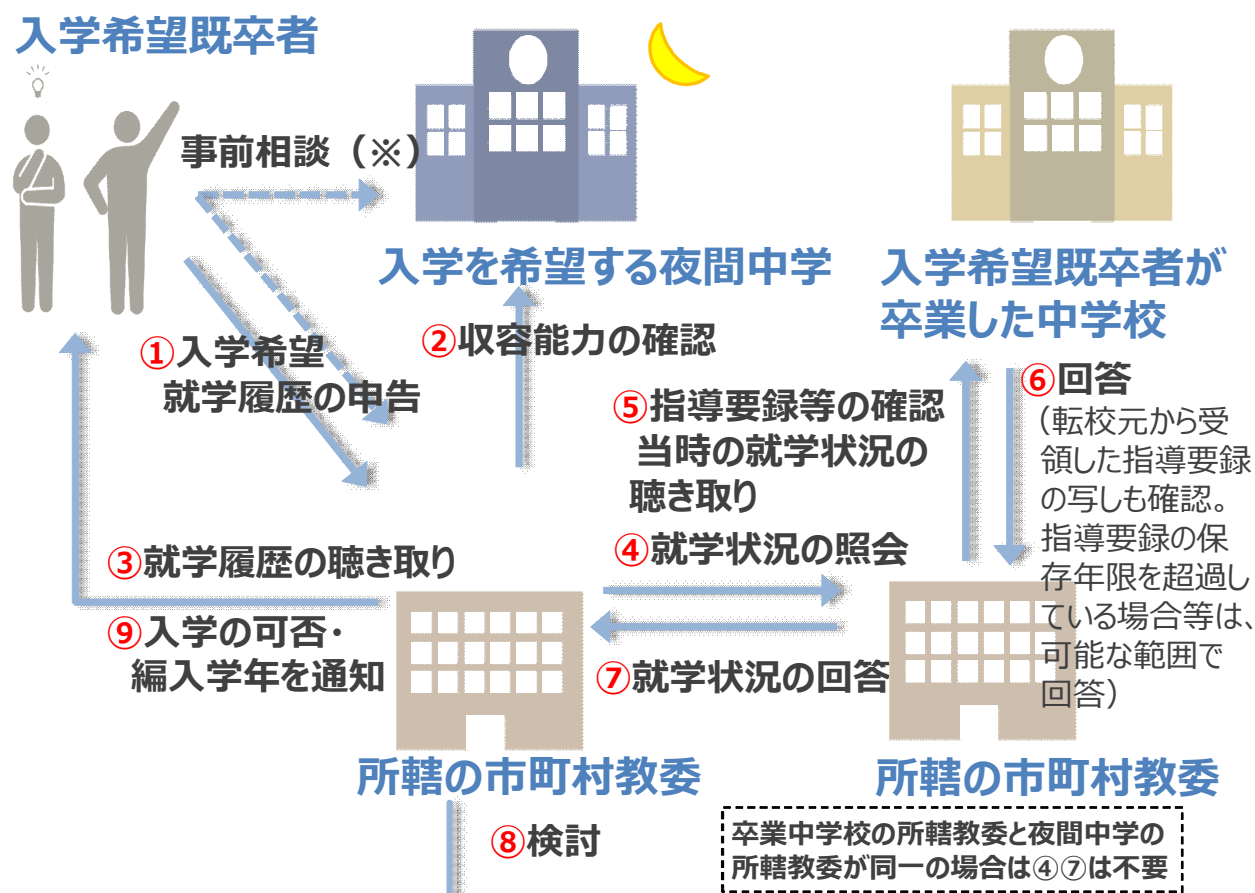
校課程の大部分を欠席していた等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けておらず、義務教育の目的に照らし、再度の中学校入学が適当と認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい。

- ② 入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準ではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましい。
- ③ 入学希望既卒者から先立って相談があった場合は、その方の立場や心情に配慮した対応が望まれる。その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努める。

<入学希望既卒者の受入れ状況> 関連資料5-2 (p72参照)

- 入学希望既卒者の受入れについては、夜間中学を設置している25市区中、
 - ・ 24市区で、受入れ可能
 - ・ 1市で、今後受入れを検討している（平成30年4月時点）。
- また、25校の夜間中学に73人が入学している（平成29年7月時点）。

「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー



以下の要件に該当する場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい。

○ 不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

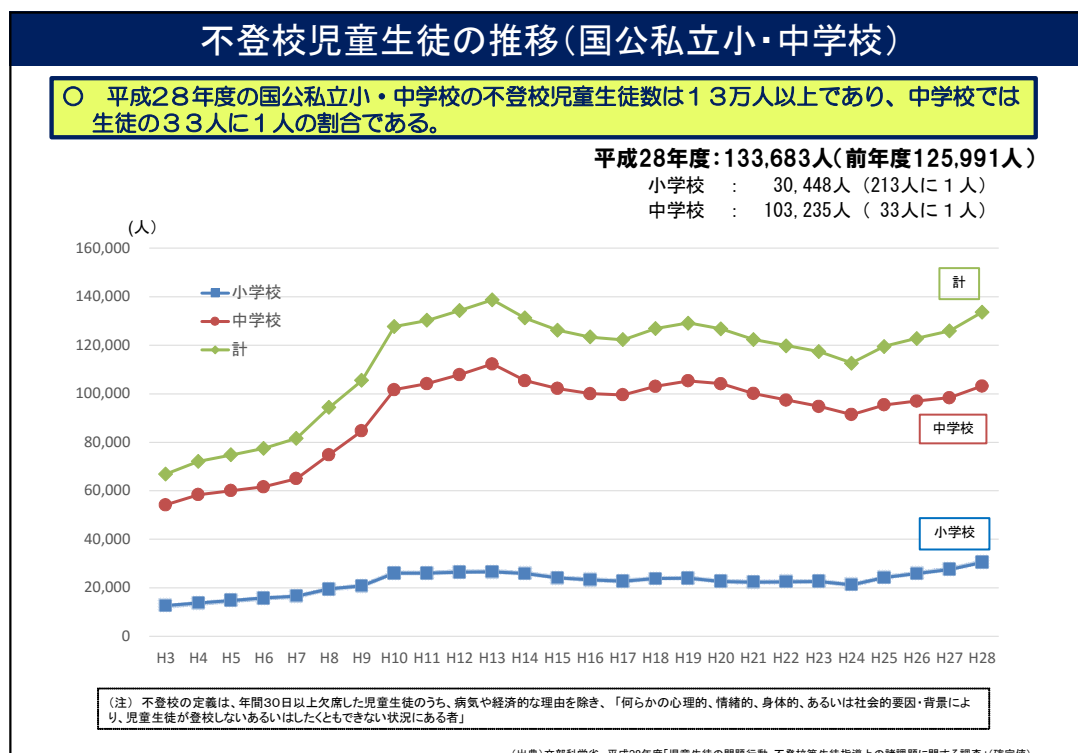
- ・ 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース なども考えられるため、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましい。

入学の可否・入学時期と編入学年を判断し、入学希望者に通知

(※) 入学希望既卒者が教育委員会や夜間中学に夜間中学への入学等について相談に来た場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮して丁寧に相談に乗ることが必要。また、入学希望既卒者の事情に応じて、入学の相談を受けた後、夜間中学の見学や試験登校を行うことが望ましい場合も考えられる。

<3. 不登校となっている学齢生徒>

- 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（確定値）によると、平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒の数は約13.4万人（前年度約12.6万人）であり、中学校においては生徒の33人に1人の割合となっています。



- 不登校児童生徒が近年増加傾向にある現状を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な教育機会を確保する観点から、文部科学省は、本人の希望を尊重した上で、夜間中学において受け入れることも可能である旨を教育委員会等に通知したところであります。(平成28年9月14日付け28文科初第770号初等中等教育局長通知)
- 平成29年7月に実施した調査において夜間中学に通う学齢生徒の存在は確認されませんでした。夜間中学を設置する自治体の中には不登校となっている学齢生徒の受け入れを検討している自治体もあるところです。
- 京都市では洛友中学校に不登校を経験し克服しようとする学齢生徒のための昼間部（不登校特例校）と、様々な事情で義務教育を十分に受けることができなかった方のための夜間部を設置し、それぞれの生徒と一緒に活動する「交流の時間」を設けるなどの取組が行われているところです。

京都市立洛友中学校昼間部「学校案内」より

【夜間部生徒との合同の授業】

年齢の離れた集団の中で、新たな人間関係を築くことで、信頼感や自己肯定感を感じるとともに、夜間部の生徒の学習への姿勢から「学びの原点」を見出すことにより、学習への意欲を高め、将来展望を開くことを目指す。

【週時間割】

火曜日～金曜日の5校時：昼夜合同の「交流」

火曜日の6校時：昼夜合同の「音楽／技術家庭」

金曜日の6校時：昼夜合同の「美術／保健体育」

- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請をする必要があるほか、受入れに当たっては、
 - ・ 学校見学を実施するなどして、夜間中学に対する保護者や本人の理解を十分に得ること
 - ・ 教員やスクールカウンセラーを配置するなどして、不登校生徒の多様な実態に配慮した受入れ体制を構築すること
 - ・ 受け入れる時間帯を調整するなどして、生徒の安全を確保することなどの配慮が必要となります。

- 実際に、夕方から授業を開始する夜間中学において不登校となっている学齢生徒を受け入れる際、学校や地域の実情に応じて、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間などに関して警察と情報を共有しておくなどの安全確保策を講じる必要があります。

- また、夜間中学への転学の手続きを行うかどうかについては、本人の希望を尊重した上で、個々の不登校生徒の状況に応じて求められる支援の内容（集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等）やその期間を踏まえて判断する必要があります。

<4. 外国籍の者>

- 国際人権規約においては、「種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により（中略）一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」とされており、これらを踏まえ、外国籍の者についても、日本国籍の者と同様に夜間中学における教育機会を確保することが求められます。
- 我が国の在留外国人数については、平成29年6月末現在で約247万人と過去最高となっており、外国人児童生徒等も増加傾向にあります（公立学校に在籍する外国人児童生徒は、学校基本調査（平成29年5月現在）によると約8.6万人）。
- このような中、在留外国人の中で、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者が、夜間中学の教科指導や外国人児童生徒等教育（※）等を通じて、我が国の社会に円滑に適応することや、必要な知識・技能等を習得することは、本人の社会的・経済的自立につながるとともに、我が国の社会の安定・発展にとって大きな意義があると考えられます。

（※）外国人児童生徒等教育とは、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、単なる日本語指導に止まらない、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導を行う教育を指す。

（※）夜間中学は学校として各教科等の指導を行うものであり、生徒の状況に応じて重点的に日本語指導を行う期間を設けるなど必要な日本語指導は行いつつも、例えば専ら日本語の習得を目的としている語学学校等のように捉えて利用するなど、夜間中学の目的と合致しないことにならないよう、必要に応じその旨を丁寧に説明することが必要です。

（参考）

- 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」
（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）
第十三条
 - 一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
 - 二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
- 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」
（平成28年6月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議）
 - V 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進
 - 2. 今後の方向性及び具体的方策（提言）
 - (3) 外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進
 - また、国は、学齢期に就学できなかった外国人の学びの場としても重要な役割が期待される夜間中学の設置の促進、外国人生徒等の就職の機会をより高める観点から、ハローワーク・労働局・企業等との連携による、外国人生徒等に対する卒業後の職業訓練機会や就職相談の機会等の拡大に関する都道府県等の取組を支援すべきである。

<自主夜間中学や識字講座等について>

義務教育未修了者等への学習を，ボランティア等により自主的に行っている，いわゆる自主夜間中学や識字講座等が，全国に1,518（市区町村が把握している数）あります。自主夜間中学や識字講座等で学んでいる者の中には，夜間中学で学ぶことを希望する者が一定数存在すると考えられます。

平成29年7月1日現在

都道府県名	自主夜間中学の数	識字講座等の数
北海道	4 (4)	4 (1)
青森県	0 (0)	1 (0)
岩手県	0 (0)	6 (0)
宮城県	1 (1)	11 (24)
秋田県	0 (0)	3 (0)
山形県	0 (1)	0 (0)
福島県	1 (1)	2 (0)
茨城県	0 (0)	11 (0)
栃木県	1 (0)	4 (0)
群馬県	0 (0)	2 (4)
埼玉県	1 (1)	31 (0)
千葉県	2 (2)	21 (0)
東京都	0 (0)	24 (0)
神奈川県	1 (0)	8 (0)
新潟県	1 (0)	892 (8)
富山県	0 (0)	0 (13)
石川県	0 (0)	1 (0)
福井県	0 (0)	0 (17)
山梨県	0 (0)	0 (0)
長野県	0 (0)	14 (0)
岐阜県	0 (0)	2 (9)
静岡県	0 (0)	21 (0)
愛知県	1 (1)	2 (0)
三重県	0 (0)	14 (8)

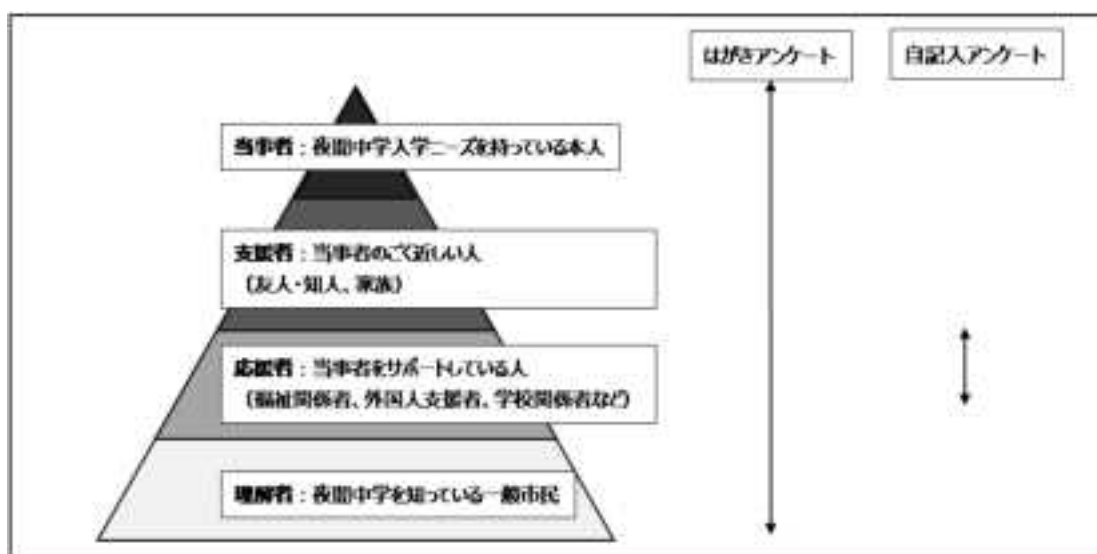
都道府県名	自主夜間中学の数	識字講座等の数
滋賀県	0 (0)	10 (1)
京都府	0 (0)	4 (5)
大阪府	1 (1)	103 (188)
兵庫県	2 (0)	254 (0)
奈良県	3 (3)	11 (0)
和歌山県	1 (1)	10 (16)
鳥取県	0 (0)	1 (0)
島根県	1 (0)	0 (1)
岡山県	0 (0)	2 (0)
広島県	0 (0)	0 (0)
山口県	0 (0)	0 (0)
徳島県	0 (0)	14 (15)
香川県	0 (0)	0 (0)
愛媛県	0 (0)	2 (0)
高知県	0 (1)	3 (2)
福岡県	3 (3)	8 (2)
佐賀県	0 (0)	0 (19)
長崎県	0 (0)	0 (0)
熊本県	1 (0)	8 (2)
大分県	0 (0)	1 (15)
宮崎県	0 (0)	0 (2)
鹿児島県	0 (0)	0 (0)
沖縄県	0 (1)	0 (0)
計	25(21)	1,505(352)

() 内は都道府県が把握している数を表す。

出典：「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」文部科学省調べ

ニーズの把握及び広報

- 以上のように、夜間中学には多様なニーズが想定され、今後、各市町村の未就業者の数を踏まえつつ、これらのニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが期待されます。
- なお、潜在的入学希望者が複数の地域にいることが想定され、ある自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は複数の自治体で共同して調査することが望めます。この際も、法15条に基づく協議会を活用して、関係者が実施に向けて検討することが考えられます。
- 文部科学省においては、これまで複数の地方公共団体等を対象に、夜間中学の設置に係るニーズ把握方法等についての調査研究を行ってきました。また、これらの成果を踏まえて民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託したところです。
- これらの調査結果から、各自治体において夜間中学の設置等を検討するに当たって行うニーズの把握としては以下の方法が有効と考えられます。
- まず、具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者（当事者）のみならず、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者（応援者）などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要です。例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられます。以下、それぞれの方法について詳述します。



【はがきアンケート調査】

（内容）

- 夜間中学への入学意向・理由，夜間中学を知らせたい人の有無などを聞く。聞き方としては，潜在的入学希望者，その家族や友人，一般市民それぞれの立場で回答しやすい内容とすること。また，ニーズの有無など基本的な情報収集に限定し，複雑な質問を避ける。
- 潜在的入学希望者が回答しやすいよう，漢字にルビを振ったり，多言語で作成することが望ましい。
- 個人情報の取得は必ずしも必要ないことから，匿名回答を認める。（はがきの見本はp 32～33のとおり。）

（設置場所・配布方法）

- 多くの方の目に触れるよう，アンケートの設置・配布や周知の場として以下の場を活用することが望まれる。
 - ・ 自治体関係（役所，自治体広報誌，町内会回覧，市町村HP・SNS，学校HP等）
 - ・ 公共施設（市町村役場，公民館，図書館，保健所／保健センター 等）
 - ・ 学習支援施設（日本語教室，生涯学習センター，識字教室，自主夜間中学等）
 - ・ 就労支援施設（ハローワーク，就業支援施設 等）
 - ・ 国際交流施設（外国人支援センター，国際交流センター，国際友好協会 等）
 - ・ 交通機関（駅，電車，バス 等）
 - ・ 医療・介護施設（病院，薬局 等）
 - ・ その他（郵便局，コンビニ 等）
- さらに，同内容についてはがきアンケート調査だけでなくインターネット調査も実施するとより多くの回答を得ることができる。
- 夜間中学の認知度が低いことも考えられ，はがきアンケートの設置・配布に際しては夜間中学について説明するチラシの設置やポスター掲示が必要である。
- 1～2か月間にわたり，上記設置場所にはがきアンケートを設置・配布し，配布終了後，1か月程度でアンケートの回答を受け付けるのが望ましい。年間を通じてアンケートを設置・配布する場合は，3か月ごとに回答結果を集計するなど適切なタイミングで回答結果を集計する。

【個別記入アンケート調査（潜在的入学希望者の支援者等向け）】

- 潜在的入学希望者を直接的にサポートしていると考えられる福祉，外国人支援関係機関の職員等に，夜間中学を勧めるべき対象者の有無やその属性等について尋ねるものである。潜在的なニーズを具体的に把握する上では非常に有効と考えられる。
- 調査を行うに当たっては，対象とする機関に公式に協力要請することが望ましい。また，民生委員等の個人で活動される方には郵送等で依頼する。その際夜間中学の説明やアンケートの趣旨についての説明も必要である。
- 調査項目は，はがきアンケート調査とほぼ同様であるが，特に個人情報の取扱いに留意する必要がある。
- 有効な回答が得られた場合，回答者から追加でヒアリング調査を行うことも考えられる。

（個別記入アンケートの見本はp 34～35のとおり）

【はがきアンケートサンプル】

やかんちゅうがく み こた
夜間中学のチラシを見て、アンケートに答えてください

※夜間中学入学該当者のため一部の質問にルビを振っていますが、一般県民の方向けの質問も多くあります。是非質問 1 から順にお答えください。

しつもん やかんちゅうがく し おも ひと
質問 1 夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにはいますか。

やかんちゅうがく まな おも
または、あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか。(いくつでも○)

みぢか
1. 身近にいる

おも ひと ばしょ だんたい しょくば
2. 思いつく人がいる／場所(団体、職場など)がある

ぐたいてき ひと だんたい
(具体的にどのような人や団体ですか:)

じぶん まな
3. 自分が学んでみたい

じぶん まな おも
4. まわりにもいないし、自分も学びたいとは思わない

しつもん しつもん かた ひと し
質問 2 (質問 1 で 1, 2, 3 いずれかに○をつけた方に) その人に知らせたい、

まな りゅう おし
またはあなたが学びたい理由を教えてください。(いくつでも○)

ちゅうがっこう そつぎょう
1. 中学校を卒業していないから

そつぎょう いちどまな なお まな なお
2. 卒業したが、もう一度学び直したいから(学び直してほしいから)

がいこくじんちゅうがっこうちしき ぎのう まな まな
3. 外国人で中学校の知識や技能などを学びたいから(学んでほしいから)

質問 3 (質問 1 で「1.身近にいる」「2.思いつく人がいる／場所がある」と答えた方に)

その人(たち)とあなたの関係を教えてください。(いくつでも○)

1. 家族・親族(具体的に:)

2. 友人・知人

3. 仕事やボランティアで知っている人(具体的に:)

4. 間接的に見聞きした

5. その他(具体的に:)

うらめん しつもん こた
裏面の質問にも答えてください

郵便はがき

料金受取人
払い

□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

(受取人)

〇〇県〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3

〇〇県庁

夜間中学アンケート係行

質問4 しつもん ぜんいんかた おし (全員の方向に) あなたのことを教えてください。

ねんれい だい だい だい だい だい さいいじょう
年齢： 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60才以上

せいべつ だんせい じょせい ほか こた
性別： 1. 男性 2. 女性 3. その他／答えたくない

す しちょうそん しちょうそん
お住まいの市町村： () 市・町・村

質問5 しつもん しょくぎょう かつどう 職業または関わっている活動。(ひとつだけ○)

1. ふくし きょういくしゃかいてきじゃくしゃしえん ぐたいてき 福祉、教育、社会的弱者支援 (具体的に：)

2. がいこくじんしえん ぐたいてき 外国人支援 (具体的に：)

3. た ぐたいてき その他 (具体的に：)

やかんちゅうがく しつもん と あ
夜間中学についての質問・問い合わせは

けんちょう でんわ
〇〇県庁〇〇〇 (電話： 0 XX-XXX-XXX)

管理番号

□

質問4 あなたのことを教えてください（それぞれひとつに○）

年齢： 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60才以上

性別： 1. 男性 2. 女性 3. その他／答えたくない

質問5 夜間中学についてのご意見を自由にご記入ください。どのようなことでも結構です。

夜間中学についての質問・問い合わせは
〇〇県庁〇〇〇（電話：0 XX-XXX-XXX）

IV. 設置・運営上の工夫等

- 夜間中学については、地域や児童生徒の状況に応じて、様々な設置・運営上の工夫を行うことが考えられます。ここでは、こういった設置・運営上の工夫等について紹介します。

設置形態

- 現在、設置されている夜間中学は全て市区立の中学校ですが、域内のニーズの状況によっては 都道府県立の夜間中学を設置することにより、広域に存在する入学希望者を受け入れることも考えられます。
- 都道府県において夜間中学を設置する場合、中学校を単独で開設することに加え、例えば、定時制高校等と夜間中学の併設型中高一貫校として開設することなども考えられます。この場合、中学と高等学校の教職員に兼務発令し、高校の教員がその専門性を活かし、夜間中学で授業を行うなどの工夫も有効です。

設置場所

- 現在、多くの夜間中学は、昼間に授業が行われている校舎（以下「昼間部校舎」という。）と同じ校舎の中に、二部授業を行う学級^{*1}として置かれています。
- また、全国31校中6校については、交通の利便性の観点や過去の経緯等から、昼間部校舎と異なる場所に設置されています。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①（東京都）江戸川区立小松川第二中学校 | ④（兵庫県）尼崎市立成良中学校琴城分校 |
| ②（兵庫県）神戸市立丸山中学校西野分校 | ⑤（奈良県）天理市立北中学校 |
| ③（兵庫県）神戸市立兵庫中学校北分校 | ⑥（奈良県）橿原市立畝傍中学校 |

※ ①, ②, ⑤, ⑥は、他の小中学校の校舎の一部を活用して設置。③, ④は、市の教育施設の一部を活用して設置（③は統廃合後の空き校舎利用）

*1 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

第25条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

五 二部授業を行おうとするとき。

- このような現状を参考としつつ、今後、夜間中学を設置するに当たっては、以下のような場所に設置することが考えられます。
 - ・ 小中学校の現在使われていない教室や昼間のみ使われている教室
 - ・ 高等学校の現在使われていない教室や昼間のみ使われている教室
 - 高等学校としては、都道府県立高校、市町村立高校いずれも想定されます。校舎の使用時間がある程度共通することを踏まえ、定時制高校内の利用可能な教室を活用することも考えられます。
 - ・ 教育センターや生涯学習施設、教育支援センターなどの教室
 - 前提として、中学校の設置基準を満たす必要があります。
(※なお、教育上・安全上支障がない場合は、近隣にある他の学校等の運動場などを使用することで、設置基準を満たせる場合もあり得ます)。
- なお、施設の改修等については、国庫補助の対象になりえます。
(※夜間中学についても、昼間の中学校と同様に、新築・増築等を行う際、その費用の一部を国庫負担又は補助することとしています。)

教職員の配置・研修等

- 教職員の配置の取扱いについては、以下のとおりです。

(市区町村立の場合)

夜間中学を市区町村が設置した場合には、通常の小中学校と同様に、義務標準法に基づき学級編制及び教職員定数の算定が行われることとなります。また、市町村立学校職員給与負担法に基づき都道府県が教職員給与等を負担（指定都市立の場合には指定都市が負担）するとともに、義務教育費国庫負担法に基づき都道府県（指定都市）負担の1/3を国が負担することとなります。

(都道府県立の場合)

平成29年3月に、義務教育費国庫負担法が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられました（関連資料4）。本改正により、市町村立の夜間中学に加え、都道府県立の夜間中学の設置が促進されることが期待されます。

○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（※平成29年3月改正後）
(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 （略）

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

（分校として設置する場合）

夜間中学については、昼間部の学校からある程度の組織的な独立性があり、地域の実情によって分校として設置することも考えられますが、その場合には義務標準法による定数の算定で分校に係る規定を適用することとなります。

- 夜間中学には、高齢者や外国籍、不登校を経験しているなど様々な背景の生徒が入学してくることから、義務教育を受ける機会を実質的に保障するためには、十分な指導体制を整えることが重要です。このため、既に夜間中学が設置されている自治体においては、夜間中学に通う多様な生徒の実情等に対応するため、学習指導等に当たる教員以外にも、夜間中学専任の教頭や養護教諭を配置するなどして、生徒が安心して学べる教育環境の整備に努めているところです。また、都道府県・政令市においては、外国人児童生徒等教育に係る経験や専門性を考慮した採用選考を実施することで、必要な人材の確保に努めることも有効です。
- なお、文部科学省では、外国人生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、生徒の受入れ促進や日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援するための「公立学校における帰国・外国人生徒に対するきめ細かな支援事業」を実施しています。設置自治体がこの事業を活用することにより、母語が分かる支援員や日本語指導補助者を配置することも可能です。
- 教職員の研修については、独立行政法人教職員支援機構が、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施し、外国人児童生徒教育に携わる教員や管理職等及び指導主事を対象として、指導者養成を行っています。

教育課程・指導上の工夫

- 夜間中学においては、例えば、右のような時間割により、平日の夕方から夜にかけて毎日4時間程度の授業が行われています。

学活	17:25
1校時	17:30~18:10
給食	18:10~18:40
2校時	18:40~19:20
3校時	19:25~20:05
4校時	20:10~20:50
終学活	20:50~

- それぞれ夜間中学の対象となる者の学習歴や国籍などが異なることから、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していく必要があります。
- 具体的には、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれます。特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材を工夫すること等が重要です。(関連資料7参照)
- また、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することが困難な場合も考えられ、限られた時間で義務教育の目的・目標を達成するために必要な教育を行う上では、既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われている場合はこの部分について改めて指導しなくてもよい場合があります。
- このようなことから、文部科学省においては、夜間中学に通う学齢を経過した生徒に対して、その年齢、学習歴、経験又は勤労の状況等に応じた特別の指導を行う必要がある場合に、学校長がその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備しました。

<概要>

- ・ 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- ・ この特別の教育課程については、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ① 各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
 - ② 中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
 - ③ その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

<留意事項>

- ・ 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- ・ 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成する上で必要な内容により編成すること。
- ・ 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。

- この制度を活用し、中学校段階において小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う場合、生徒は小学校用教科書も同時に無償給与を受けることができます。

市町村間の経費負担の工夫

- 法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。
- そもそも、公立中学校の運営費については、夜間中学であるかどうかにかかわらず、毎年度、設置する市町村に対して地方交付税によりその財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立中学校の生徒数、学級数、学校数をそれぞれ測定単位としているところです。
- したがって、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、関係市町村間で十分な協議を重ねた上で経費を応分に負担することが考えられます。
- なお、設置市区以外の市区町村から夜間中学に生徒が通う場合に、市区町村間で次のような経費負担を行っている例もあります。

奈良市においては、県内の他市町村（「A市」）在住者が、奈良市立の夜間中学への入学を希望した場合、奈良市とA市の間で覚書を結び、年度末に次のような経費負担をA市に対して求めています。

- ・ 夜間中学の運営並びに生徒の就学に必要な経費
（例）生徒の扶助費（通学費、特別活動費、修学旅行費）

覚 書

奈良県〇〇〇に居住する者が、奈良市立春日中学校夜間学級(以下「夜間学級」という。)に入学することに関し、奈良市教育委員会(以下「甲」という。)と奈良県〇〇〇教育委員会(以下「乙」という。)とは、下記の事項を相互に確認の上、この覚書を履行することを誓約し、交換する。

記

- 1 乙は、乙の行政区域内に住所を有する者で、夜間学級に入学を希望する者が、甲に入学許可の申請をするときは、これに乙の副申を添付するものとする。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の副申を添付した入学許可の申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、入学を許可し、その旨乙に通知する。
- 3 乙は、甲からの入学の許可の通知を受けた場合は、夜間学級の運営並びに生徒の就学に必要な経費を教育負担金として、負担するものとする。
- 4 前項の教育負担金の額は、毎年度甲・乙協議の上、決定するものとする。
- 5 この覚書の履行に関する事項については、協定書を締結の上処理するものとする。
- 6 この覚書の変更については、甲・乙協議の上、変更できるものとする。

上記覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

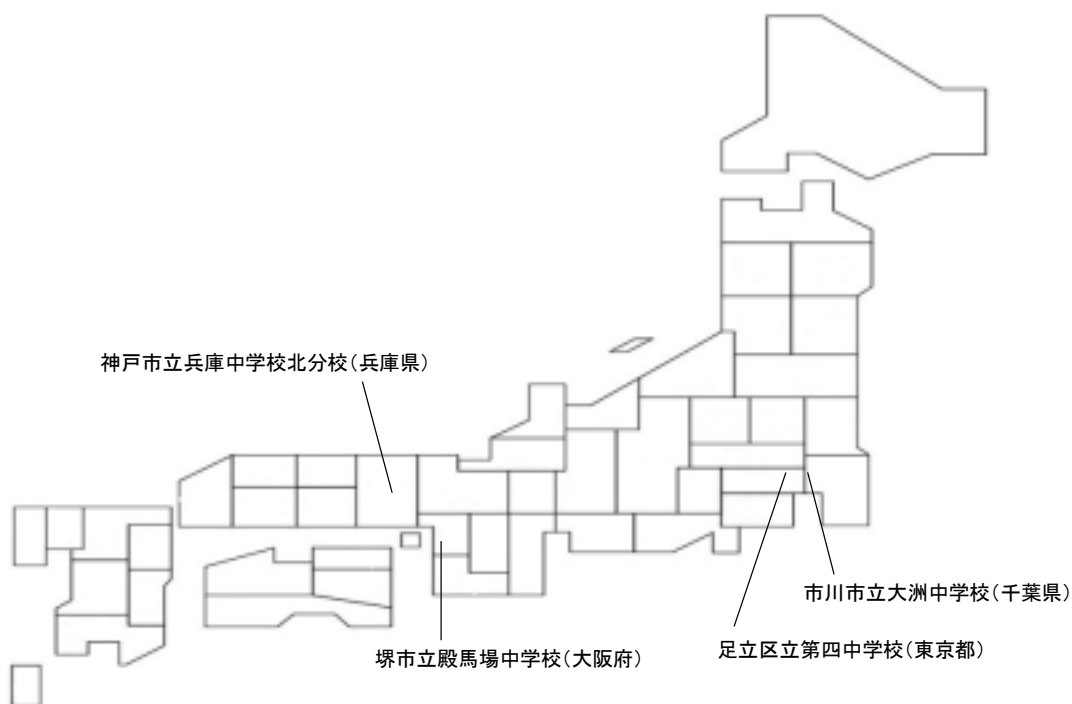
奈良市教育委員会

乙

〇 〇 〇 教育委員会

V. 夜間中学の事例

- 31校の夜間中学のうち、ここでは、以下の4校の事例を紹介します。
- ・ 市川市立大洲中学校（千葉県）
 - ・ 足立区立第四中学校（東京都）
 - ・ 堺市立殿馬場中学校（大阪府）
 - ・ 神戸市立兵庫中学校北分校（兵庫県）



市川市立大洲中学校（千葉県）

平成30年5月現在

<設置概要>

- 所在地：千葉縣市川市大洲4丁目21番5号（市川駅から徒歩10分程度）
- 設置時期：昭和57年
- 設置の経緯：設置の発端は、調理師免許を取ろうとする者の中学校卒業資格を得たいというニーズへの対応。

<施設>

- 大洲中学校の4教室を利用（全て夜間中学専用）
- 夜間中学専用の職員室：あり

<生徒の状況>

- 生徒数：15名

（入学条件別）

	義務教育未修了者	入学希望既卒者	不登校となっている学齢生徒	県内他市町村在住者	県外在住者
入学の可否	○	○	×	○	×
人数	15	0	0	11	0

（学年別）

第1学年	第2学年	第3学年
1	2	12

（国籍別）

日本	フィリピン	アフガニスタン	ネパール	中国	インド
1	1	7	3	1	2

（年代別）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
13	1	1	0	0	0	0

- 入学手続等
 - ・ 中学校で面接の上、教育委員会が入学許可
 - ・ 入学時期：随時
- 進学
 - ・ 約8割の生徒が高校に進学（多くは定時制高校）

<教育活動等の状況>

- 授業時間：17：20～21：00（1日4コマ，1コマ40分）
- 年間総授業日数：199日
- 年間総授業コマ数：796コマ
- 授業形態：最大4クラスに分けた習熟度別指導。全ての授業が異学年合同での指導。取り出し授業あり。

<平成30年度第1学期火曜の時間割>

	習熟度別			
1校時	国語A	国語B	国語C	数学
2校時	国語A	国語B	国語C	英語
3校時	英語A		社会	
4校時	社会		英語B	



- 教科書・教材：通常の教科書に加え，教員作成の教材を使用
- 学校行事：文化祭，校外学習，弁論大会，球技大会，芸術教室等
- 就学援助に類する経済的支援：行っていない
- 給食：行っていない

<教職員の状況>

- 勤務時間：12：30～21：00
 - 配置：
 - ・ 校長1名（昼間と兼務）
 - ・ 教頭1名
 - ・ 教諭4名（うち1名は県の加配）
 - ・ 非常勤講師1名（1日1時間週1日）（※県単独負担）
 - ・ 特別非常勤講師1名（年28時間14日）（※県単独負担）
 - ・ 非常勤講師4名（1日4時間週5日）（うち3名はローテーション）（※いずれも市単独負担）
- ※市は，上記非常勤講師等に係る経費（約340万円）及び需用費約20万円等を負担。



足立区立第四中学校（東京都）

平成30年5月現在

＜設置概要＞

- 所在地：東京都足立区梅島1丁目2番33号（東武線梅島駅から徒歩8分程度）
- 設置時期：昭和26年
- 設置の経緯：昼間通学できない学齢生徒を通学させ、中学校卒業資格を取らせたいとの要望への対応。

＜施設＞

- 第四中学校の10教室を利用（全て夜間中学専用）
- 夜間中学専用の職員室：あり
- 夜間中学の生徒用のバリアフリー：エレベーター，多目的トイレ，スロープ

＜生徒の状況＞

- 生徒数：68名

（入学条件別）

	義務教育 未修了者	入学希望 既卒者	不登校と なっている 学齢生徒	都内他市町村 在住者	都外在住者	
					都内勤務	都外勤務
入学の可否	○	○	×	○	○	×
人数	60	8	0	26	7	0

（学年別）

第1学年	第2学年	第3学年
3	19	46

（国籍別）

日本	中国	フィリピン	ベトナム	ネパール	韓国	台湾	その他※
13	32	7	3	7	2	2	2

※その他：カンボジア，パキスタン各1名

（年代別）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
20	20	7	6	4	8	3

- 入学手続等
 - ・ 面接の上，教育委員会が入学許可 ※義務教育未修了者は中学校，入学希望既卒者は教育委員会で面接
 - ・ 入学時期：随時
- 進学
 - ・ 約6割の生徒が高校進学（全日制や定時制高校）

<教育活動等の状況>

- 授業時間：17：20～21：10（1日4コマ，1コマ40分）
- 年間総授業日数：199日
- 年間総授業コマ数：792コマ
- 授業形態：日本語指導の必要性に応じてグループ分けした上で，各グループを習熟度別に4クラス（A～D），6クラス（1～6）に分けて指導。全ての授業が異学年合同での指導。取り出し授業あり。

<例：平成30年度前期月曜の時間割>

	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6
1校時	国語	国語	社会	数学	家庭	日本語	会話	日本語	日本語	技術
2校時	家庭	技術	国語	国語	漢字	日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
3校時	国語	数学	理科	国語	日本語	家庭	日本語	日本語	技術	日本語
4校時	数学	理科	国語	理科	日本語	日本語	日本語	会話	日本語	会話

- 教科書・教材：通常の教科書に加え，教員作成の教材を使用
- 学校行事：文化祭，遠足，自然教室（移動教室），修学旅行など
（体育大会，バレーボール大会，バスケットボール大会，生徒会交流会については，都内8校連合行事として実施）
- 就学援助に類する経済的支援：行っている
- 給食：行っている



<教職員の状況>

- 勤務時間：13：00～21：30
- 配置：
 - ・ 校長 1名（昼間と兼務）
 - ・ 副校長 1名（※都単独負担）
 - ・ 教諭 14名（うち1名は1日7時間45分勤務・週4日の日勤講師）
 - ・ 非常勤講師（※都単独負担）
（1日4時間又は3時間・週4日）3名，（1日3時間・週4日）1名，（1日3時間又は2時間・週2日）3名
 - ・ 非常勤栄養士 1名，養護助教諭（年50日）1名，通訳（1日2時間・週1日：中国語）（※いずれも区単独負担）
※区は，上記非常勤栄養士等に係る経費のほか，需用費167万4000円等を負担。

堺市立殿馬場中学校（大阪府）

平成30年5月現在

<設置概要>

- 所在地：大阪府堺市堺区櫛屋町東3丁2番1号（南海高野線堺東駅から西800m）
- 設置時期：昭和47年
- 設置の経緯：戦争や差別，貧困や病気など様々な理由により，小学校や中学校の課程を修了していない方々への対応。

<施設>

- 殿馬場中学校の7教室を利用（全て夜間中学専用）
- 夜間中学専用の職員室：あり
- 夜間中学の生徒用のバリアフリー：玄関スロープ，トイレ手すり，身障者用トイレ，エレベーター

<生徒の状況>

- 生徒数：215名

（入学条件別）

	義務教育 未修了者	入学希望 既卒者	不登校と なっている 学齢生徒	府内他市町村 在住者	府外在住者
入学の可否	○	○	×	○	×
人数	209	6	0	62	0

（学年別）

第1学年	第2学年	第3学年
63	49	103

（国籍別）

日本	韓国・ 朝鮮	中国	ベトナム	ペルー	ブラジル	フィリピン	台湾	タイ	ネパール	ロシア	その他
44	11	81	21	3	8	20	3	3	14	2	5

※その他：ラオス，アフガニスタン，アメリカ合衆国，ナイジェリア，オランダ各1名

（年代別）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
11	46	44	39	30	21	24

- 入学手続等
 - ・ 中学校を通じ出願書類を提出し、教育委員会が入学許可
 - ・ 入学時期：随時（受付期間：12月1日～4月30日，9月1日～9月10日）
- 進学
 - ・ 数名が高校に進学（全日制高校，定時制高校）

＜教育活動等の状況＞

- 授業時間：17：30～21：00（1日4コマ，1コマ45分）
- 年間総授業日数：202日
- 年間総授業コマ数：808コマ
- 授業形態：日本語指導の必要性に応じてグループ分けした上で，日本語指導が不要なグループを習熟度別に5クラスに分けて指導。多くの授業が異学年合同での指導。取り出し授業あり。

＜平成30年度第1学期月曜の時間割＞

	習熟度別					
1校時	数学	数学	数学	数学	数学	数学
2校時	国語	外国語	外国語	外国語	外国語	外国語
3校時	国語	社会	理科	国語	社会	国語
4校時	国語	国語	社会	国語	国語	理科

- 教科書・教材：通常の教科書に加え，教員作成の教材を使用
- 学校行事：新入生歓迎スポーツ大会，校外学習，学習発表会等
- 就学援助に類する経済的支援：行っている
- 給食：行っている



＜教職員の状況＞

- 勤務時間：12：30～21：00
- 配置：
 - ・ 校長1名（昼間と兼務）
 - ・ 副校長1名
 - ・ 教諭6名
 - ・ 常勤講師5名
 - ・ 非常勤講師1名

※市は，上記非常勤講師8名に係る経費（約370万円）を負担。



神戸市立兵庫中学校北分校（兵庫県）

平成30年5月現在

＜設置概要＞

- 所在地：兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目3-18（高速「新開地」駅から南西に約250m）
- 設置時期：昭和51年
- 設置の経緯：神戸市立丸山中学校西野分校（夜間中学）の生徒数の増加を受けて、兵庫中学校の分校として、の兵庫小学校の校舎の中に設置（その後、兵庫小学校が別の学校に統合されたため、同校舎は兵庫中学校北分校のみが利用）。

＜施設＞

- 普通教室3，特別教室3，図書室，保健室
- 夜間中学専用の職員室：あり

＜生徒の状況＞

- 生徒数：13名

（入学条件別）

	義務教育 未修了者	入学希望 既卒者	不登校と なっている 学齢生徒	県内他市町村 在住者	県外在住者
入学の可否	○	○	×	×	×
人数	12	1	0	0	0

（学年別）

第1学年	第2学年	第3学年
3	6	4

（国籍別）

日本	中国	フィリピン	韓国	ラオス	アメリカ合衆国
4	3	3	1	1	1

（年代別）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
2	1	2	2	4	2	0

- 入学手続等

- ・ 面接の上，教育委員会が入学許可 ※義務教育未修了者は中学校，入学希望既卒者は教育委員会で面接
- ・ 入学時期：4月10日～7月20日

- 進学

- ・ 数人程度の生徒が高校に進学

<教育活動等の状況>

- 授業時間：17:00～20:30（1日4コマ，1コマ40分）
- 年間総授業日数：200日
- 年間総授業コマ数：800コマ
- 授業形態：最大7クラスに分けた習熟度別指導。多くの授業が異学年合同での指導。取り出し授業あり。

<平成30年度前期月曜日の時間割>

	習熟度別	学年別(一部、習熟度別)
1校時	国語	-
2校時	-	1年:理科、2年:英語、3年:社会
3校時	数学	-
4校時	-	道徳・学級活動

※1校時の前に、「0校時」として希望者に対して日本語の指導を実施

- 教科書・教材：通常の教科書に加え，教員作成の教材を使用
- 学校行事：校外学習(年2回)，球技大会，運動会，文化祭 ※昼間との交流あり
- 就学援助に類する経済的支援：行っている
- 給食：行っている

<教職員の状況>

- 勤務時間：12:00～20:45
 - 配置：
 - ・ 校長1名(昼間と兼務)
 - ・ 教頭1名
 - ・ 教諭5名(うち1名は市からの加配)
 - ・ 常勤講師3名
 - ・ 養護教諭1名，臨時事務職員1名，再任用技術職員(週6時間5日)1名(※いずれも市単独負担)
- ※市は，上記養護教諭等に係る経費のほか，需用費367.5万円等を負担。



VI. 関連資料

(関連資料 1)	
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成二十八年十二月十四日法律第百五号)	53
(関連資料 2)	
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針	60
(関連資料 3)	
夜間中学の設置促進等に係る政府の計画等	66
(関連資料 4)	
義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に 関する法律等の一部を改正する法律(概要)	68
(関連資料 5 - 1)	
「義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の 対応に関する考え方について(通知)」(平成27年7月30日付 初等中等教育企画課長)	69
(関連資料 5 - 2)	
各市町村の入学要件(平成30年4月1日現在)	72
(関連資料 6 - 1)	
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」 (平成29年3月31日付初等中等教育局長)	73
(関連資料 6 - 2)	
学校教育法施行規則の一部を改正する省令等(概要)	75
(関連資料 7)	
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説	76
(関連資料 8)	
市町村別の「未就学者」数(平成22年国勢調査)	78

(関連資料 9)		
不登校の児童生徒数	86
(関連資料 10)		
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数	87
(関連資料 11)		
広報ポスター	88
(関連資料 12)		
リーフレット「夜間中学のご案内～あなたも通ってみませんか?～」	89
(関連資料 13)		
広報フライヤー	95

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨の通り、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けたい者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自主的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV. は、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

【条文】

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本指針（第七条）

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第八条—第十三条）

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第十四条・第十五条）

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策（第十六条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
- 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

（基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育

水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

(平成28年11月18日 衆議院文部科学委員会)

- 一 本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び生存の確保を定める児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二 本法第二条第三号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三 文部科学大臣は、本法第七条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 本法第八条の運用に当たっては、本法第十三条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五 本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- 六 本法第十条に定める不登校特例校の整備に当たっては、営利を目的とする団体による設置・管理には慎重を期すこととし、過度に営利を目的として教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第十一条に定める学習支援施設の運用においては、本人の意思を尊重することが重要であり、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七 本法第十四条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校の実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。
- 九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

(平成28年12月6日 参議院文教科学委員会)

- 一 本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二 本法第二条第三号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三 文部科学大臣は、本法第七条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 本法第八条の運用に当たっては、本法第十三条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五 本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- 六 本法第十条に定める不登校特例校の整備や第十九条に定める教材の提供その他の学習の支援に当たっては、営利を目的とする団体等によるものには慎重を期すこととし、教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第十一条に定める学習支援施設の運用に当たっては、本人や保護者の意思が最優先であるとの基本認識の下、本人や保護者の意見を聴取するなどし、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七 本法第十四条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校が、不登校の生徒を受け入れる場合においても、様々な事情で義務教育を受けることができなかつた学齢超過者等の教育を保障する役割を担っていることを今後も十分に尊重するとともに、その実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。また、その整備に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、画一的なものとならないようにすること。
- 九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日文科科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮 等
 - が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等
 - ➡ 設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携、ICT等を通じた支援や家庭訪問、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 教材の提供その他の学習支援
- 国民の理解の増進
- 相談体制等の整備
- 人材の確保等

【本文】

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

義務教育は、憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものとして位置付けられ、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成という重要な役割を担うものである。このような重要な役割を担う義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、就学義務制度、就学援助制度、授業料無償、教科書無償給与制度、小中学校等の設置義務、義務教育費国庫負担制度などが整備されている。

他方、文部科学省の調査では、平成27年度における義務教育段階の不登校児童生徒数は約12万6千人であり、そのうち、90日以上欠席している児童生徒は約7万2千人であり、不登校児童生徒の約6割を占める。さらに、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から3年連続で、全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加している。

また、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされ、十分義務教育を受けられなかった義務教育未修了者などが一定数存在するところであり、平成22年国勢調査においては、約12万8千人の未就学者が存在することが明らかとなっている。

(2) 基本指針の位置付け

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）（以下「法」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策（以下「教育機会の確保等に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

本基本指針は、法第7条第1項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として定めるものである。

(3) 基本的な考え方

法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されている。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学等」という。）における就学の機会の提供等、教育機会の確保等に関する

施策を行うことが必要である。

まず、全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

あわせて、多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要である。

また、夜間中学等における就学の機会の提供等については、義務教育未修了者等が義務教育を受けられる機会を得られるよう、夜間中学等の設置の促進に取り組むとともに、夜間中学等における受け入れ対象者の拡充等を図る。

これらの施策については、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で行うことが重要である。

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

① 魅力あるより良い学校づくり

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりを推進する。

また、生徒指導専任教諭の配置を含む学校指導体制の充実等により、教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保する。

② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことのできる居場所であるためには、いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際にはき然とした対応を取ることが大切であり、このような学校づくりを推進するとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の適正な運用を図る。

また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要である。

③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

児童生徒によっては、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があり、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学ぶ意欲の向上を図るほか、学校や児童生徒の状況に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進する。

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ア) 状況の把握

不登校は、その要因・背景が多様・複雑であることから、不登校児童生徒に対する効果的な支援を行うためには、不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動

の状況等について継続的に把握することが必要である。このため、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、原則として不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、家庭への訪問による把握を含めた学校や教育委員会による状況把握を推進する。

(イ) 組織的・計画的な支援

不登校児童生徒に対しては、学校全体で支援を図ることが必要であり、校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担する「チーム学校」体制の整備を推進する。

また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」^{*}等を作成することが望ましい。

※ 平成28年9月14日付け28文科初第770号初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照

(ウ) 登校時における支援

不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。

② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

(ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等

不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校（以下「特例校」という。）の一層の設置の促進に向けて、設置の申請に係る指導支援や効果的な取組事例の紹介等を行う。また、平成29年度から新たに、市町村のみならず、都道府県が設置する場合においても、特例校に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、特例校の設置を促す。なお、特例校については、過度に営利を目的とし明らかに教育水準の低下を招く恐れがある場合にはこれを認めない。

また、教育支援センターについては、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう、設置の促進や機能強化を推進する。

(イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連絡協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

(ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対して、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実する。支援に際しては、関係機関と連携することが重要であり、特に児童虐待など家庭に課題がある場合には、福祉機関と緊密に連携すべきことを周知徹底する。

(エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援

不登校児童生徒に対する支援を行う際は、当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実する。例えば、いじめられている児童生徒の緊急

避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮することが必要である。

(オ) 経済的支援

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(カ) 情報提供

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携し、不登校等に対して早期からの支援を行うことができる教育相談体制の構築を促進する。

特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校における教育相談体制を支える専門スタッフの両輪として機能しており、その効果的な活用のため、資質の向上と配置の充実を図る。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取

り組む。

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 調査研究等

不登校児童生徒の状況や夜間中学等の現状等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究や結果の分析を行うとともに、全国の好事例を収集し情報提供を行う。

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(4) 教材の提供その他の学習支援

中学校卒業程度認定試験の受験を希望する者等に対して通信の方法を含めた教材の提供などの学習の支援を図るため、文部科学省認定社会通信教育を含む様々な学習機会等の情報が教育委員会を通じて提供されるよう促すとともに、地域人材の協力による学習の支援等の取組を推進する。

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体との連携による相談体制の整備を推進する。

○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

1. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

（課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供）

「いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が，自信を持って学んでいけるよう，フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い，夜間中学の設置促進等を図る。」

○教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月24日閣議報告）（抜粋）

1. 多様な個性が生かされる教育の実現

(2) 不登校等の子供たちへの教育

「・・・夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援，教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校との連携強化により，多様な場での学びも支援する。」

○子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）（抜粋）

（夜間中学校の設置促進）

「義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について，その設置を促進する。」

○教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月4日閣議報告）（抜粋）

1. 子供の発達に応じた教育の充実，様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など，新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため，無償教育，義務教育の期間を見直す。

「・・・。また，義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について，その設置を促進する。」

○教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月20日閣議報告）（抜粋）

1. 多様な個性が生かされる教育の実現

(2) 不登校等の子供たちへの教育

「また，・・・夜間中学の設置促進と・・・，多様な場での学びも支援する。」

○第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

「・・・義務教育未修了の学齢超過者等に対して義務教育の機会を提供しているいわゆる中学校夜間学級に対する支援を引き続き行う。」

○第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 夜間中学の設置・充実

「学齢経過者であって、小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、修学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。」

**義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等
の一部を改正する法律の概要**

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学校の指導・運営体制の充実

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校の運営の改善

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化、
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行 期 日

平成29年4月1日 ※日切れ扱い

関連資料 5 - 1 : 義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の

対応に関する考え方について (通知) (抜粋)

27 初初企第 15 号

平成 27 年 7 月 30 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

串 田 俊 巳

(印影印刷)

義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した
場合の対応に関する考え方について (通知)

従来文部科学省では、義務教育諸学校に就学すべき年齢を超えた者の中学校への受入れについては、ホームページ等において「中学校を卒業していない場合は就学を許可して差し支えない」との考え方を示してきましたが、一度中学校を卒業した者が再入学を希望した場合の考え方については明確に示していなかったところです。

このような状況の中、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）が、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）に入学を希望しても、一度中学校を卒業したことを理由に基本的に入学を許されていないという実態が生じています。

本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受ける機会を全ての者に実質的に保障することが極めて重要です。しかし、平成 26 年に文部科学省が実施した「中学校夜間学級等に関する実態調査」においては、全ての夜間中学において、入学希望既卒者の入学が認められていないという事実や、いわゆる自主夜間中学や識字講座といった場において不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が多く学んでいるといった事実が明らかとなったところです。

また、平成 26 年に厚生労働省が実施した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査」や平成 27 年に文部科学省が実施した「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査」の結果等によれば、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭の事情等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている者が存在することが明らかになっています。

さらに、文部科学省が実施した「平成 25 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」の結果によれば、不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けた学校外での個人の努力を評価し学校における指導要録上出席扱いとすること等、児童生徒の立場に立った柔軟な取扱いも広く行われており、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じてくるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、入学希望既卒者については、義務教育を受ける機会を実質的に確

保する観点から、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であると考えられます。

ついては、入学希望既卒者の夜間中学への入学許可に当たっての基本的な考え方を下記のとおりとしましたので、市町村教育委員会におかれては、これらの考え方を参考に、各夜間中学の収容能力に応じて、可能な限り受入れに取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。

- ① 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
- ② 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
- ③ 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
- ④ 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
- ⑤ 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース

3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。
4. なお、入学希望既卒者の夜間中学への受入れに当たって想定される基本的な手順（別添）を作成したので参考とされたいこと。

関連資料5-2：各市町村別の入学要件（平成30年4月1日現在）

平成30年4月1日現在

「夜間中学」入学要件一覧

都府県	市区	学校数	<年齢>		<中学校卒業の状況>		<在住・在勤の場所>				
			学齢超過者のみ	学齢超過者、又は、不登校となっている学齢生徒	中学校を卒業していない者のみ	中学校を卒業していない者、または、十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校卒業した者	設置市町村内在住者のみ	設置市町村内在住、又は、在勤者のみ	設置されている都道府県内在住者のみ	設置されている都道府県内在住者、又は、在勤者のみ	在住・在勤の場所を問わない
千葉県	1 市川市	1	○			○			○※1		
東京都	2 墨田区	1	○			○				○	
	3 大田区	1	○			○				○	
	4 世田谷区	1	○			○				○	
	5 荒川区	1	○			○				○	
	6 足立区	1	○			○				○	
	7 葛飾区	1	○			○				○	
	8 江戸川区	1	○			○				○	
	9 八王子市	1	○			○				○	
	神奈川県	10 川崎市	1	○			○		○		
11 横浜市		1	○			○		○			
京都府	12 京都市	1	○			○	○				
大阪府	13 堺市	1	○	※2		○			○		
	14 岸和田市	1	○	※2		○			○		
	15 大阪市	4	○	※2		○			○		
	16 東大阪市	2	○			○			○		
	17 八尾市	1	○	※2		○			○		
	18 守口市	1	○			○			○		
	19 豊中市	1	○			○			○		
兵庫県	20 神戸市	2	○			○	○				
	21 尼崎市	1	○			○		○※3			
奈良県	22 奈良市	1	○			○			○※1		
	23 天理市	1	○		○				○※1		
	24 橿原市	1	○			○			○※1		
広島県	25 広島市	2	○			○	○				
8都府県	25市区	31校	25市区	4市	1市	24市区	3市	3市	11市	8市区	0

※1 他市町村在住者は当該市町村教委の副申が必要。
 なお、奈良県については域内に夜間中学がある市在住者については、県内他市の夜間中学には入学できない。
 ※2 不登校となっている学齢生徒の受入れを検討中、あるいは検討予定
 ※3 入学希望既卒者は、市内在住者とする

関連資料 6 - 1 : 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

28文科初第1874号

平成29年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）」及び「学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）」が平成29年3月31日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。こと。（第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係）

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなること。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなること。

夜間中学における教育課程特例について

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成するものすること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとすること。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

<関係法令>

学校教育法施行規則第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5

※ 本制度は平成29年3月31日から適用

関連資料 7：中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説（抜粋）

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 4 節 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

①学齢を経過した者を対象とする教育課程（第 1 章第 4 の 2 の（4）のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第 2 章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学

齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。平成 28 年度現在、全国に 31 校が設置されている。

平成 28 年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下、「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第 56 条の 4 等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文

部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28文科初第1874号平成29年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第56条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

②学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善（第1章第4の2の（4）のイ）

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「（4）指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

関連資料 8 : 市町村別の「未就学者」数 (平成 22 年国勢調査)

【北海道】

合 計	7,374
札幌市	2,001
札幌市 中央区	108
札幌市 北区	134
札幌市 東区	136
札幌市 白石区	487
札幌市 豊平区	90
札幌市 南区	134
札幌市 西区	215
札幌市 厚別区	467
札幌市 手稲区	95
札幌市 清田区	135
函館市	254
小樽市	308
旭川市	557
室蘭市	59
釧路市	143
帯広市	173
北見市	121
夕張市	63
岩見沢市	99
網走市	20
留萌市	10
苫小牧市	258
稚内市	54
美瑛市	59
芦別市	28
江別市	88
赤平市	43
紋別市	23
士別市	56
名寄市	13
三笠市	43
根室市	76
千歳市	107
滝川市	25
砂川市	44
歌志内市	40
深川市	73
富良野市	39
登別市	11
恵庭市	50
伊達市	96
北広島市	199
石狩市	35
北斗市	127
石狩振興局	120
当別町	10
新篠津村	110
渡島総合振興局	146
松前町	5
福島町	2
知内町	12
木古内町	2
七飯町	46
鹿部町	10
森町	2
八雲町	64
長万部町	3
檜山振興局	91
江差町	8
上ノ国町	31
厚沢部町	2
乙部町	5
奥尻町	1
今金町	24
せたな町	20

後志総合振興局	211
島牧村	1
寿都町	17
黒松内町	55
蘭越町	4
ニセコ町	1
真狩村	0
留寿都村	1
喜茂別町	10
京極町	1
倶知安町	5
共和町	6
岩内町	9
泊村	13
神恵内村	0
積丹町	0
古平町	1
仁木町	63
余市町	22
赤井川村	2
空知総合振興局	243
南幌町	14
奈井江町	61
上砂川町	4
由仁町	8
長沼町	29
栗山町	13
月形町	74
浦臼町	3
新十津川町	7
妹背牛町	2
秩父別町	9
雨竜町	9
北竜町	0
沼田町	10
上川総合振興局	71
鷹栖町	8
東神楽町	5
当麻町	6
比布町	0
愛別町	0
上川町	1
東川町	2
美瑛町	7
上富良野町	6
中富良野町	4
南富良野町	13
占冠村	2
和寒町	3
剣淵町	10
下川町	0
美深町	1
音威子府村	0
中川町	0
幌加内町	3
留萌振興局	57
増毛町	2
小平町	21
苫前町	5
羽幌町	26
初山別村	2
遠別町	0
天塩町	1

宗谷総合振興局	68
猿払村	1
浜頓別町	2
中頓別町	25
枝幸町	8
豊富町	3
礼文町	1
利尻町	0
利尻富士町	3
幌延町	25
オホーツク総合振興局	171
美幌町	80
津別町	3
斜里町	8
清里町	2
小清水町	4
訓子府町	3
置戸町	6
佐呂間町	5
遠軽町	25
湧別町	6
滝上町	15
興部町	3
西興部村	7
雄武町	1
大空町	3
胆振総合振興局	335
豊浦町	105
壮瞥町	2
白老町	26
厚真町	77
洞爺湖町	11
安平町	72
むかわ町	42
日高振興局	60
日高町	1
平取町	8
新冠町	0
浦河町	38
様似町	1
えりも町	0
新ひだか町	12
十勝総合振興局	319
音更町	45
士幌町	2
上士幌町	1
鹿追町	2
新得町	82
清水町	60
芽室町	9
中札内村	22
東別村	1
大樹町	3
広尾町	10
幕別町	6
池田町	1
豊頃町	24
本別町	8
足寄町	12
陸別町	27
浦幌町	4
釧路総合振興局	71
釧路町	9
厚岸町	13
浜中町	0
標茶町	9
弟子屈町	11
鶴居村	27
白糠町	2
根室振興局	16
別海町	7
中標津町	3
標津町	2
羅臼町	4

【青森県】

合 計	2,687
青森市	427
弘前市	326
八戸市	461
黒石市	30
五所川原市	147
十和田市	149
三沢市	12
むつ市	137
つがる市	57
平川市	67
平内町	121
今別町	3
蓬田村	0
外ヶ浜町	27
鱒ヶ沢町	63
深浦町	22
西目屋村	1
藤崎町	23
大鱒町	25
田舎館村	7
板柳町	2
鶴田町	32
中泊町	29
野辺地町	62
七戸町	212
六戸町	31
横浜町	33
東北町	50
六ヶ所村	15
おいらせ町	25
大間町	0
東通村	11
風間浦村	0
佐井村	0
三戸町	1
五戸町	24
田子町	9
南部町	33
階上町	12
新郷村	1

【岩手県】

合 計	1,731
盛岡市	145
宮古市	165
大船渡市	13
花巻市	246
北上市	87
久慈市	59
遠野市	24
一関市	102
陸前高田市	17
釜石市	17
二戸市	51
八幡平市	20
奥州市	249
雫石町	48
葛巻町	21
岩手町	27
滝沢村	26
紫波町	29
矢巾町	17
西和賀町	29
金ヶ崎町	8
平泉町	12
藤沢町	1
住田町	8
大槌町	51
山田町	11
岩泉町	36
田野畑村	6
普代村	6
軽米町	0
野田村	1
九戸村	1
洋野町	7
一戸町	191

【宮城県】

合 計	1,643
仙台市	505
仙台市 青葉区	198
仙台市 宮城野区	80
仙台市 若林区	42
仙台市 太白区	98
仙台市 泉区	87
石巻市	145
塩竈市	12
気仙沼市	53
白石市	48
名取市	11
角田市	35
多賀城市	16
岩沼市	17
登米市	287
栗原市	55
東松島市	31
大崎市	108
蔵王町	22
七ヶ宿町	0
大河原町	9
村田町	0
柴田町	10
川崎町	6
丸森町	2
亘理町	3
山元町	41
松島町	7
七ヶ浜町	13
利府町	8
大和町	112
大郷町	11
富谷町	30
大衡村	2
色麻町	3
加美町	17
涌谷町	1
美里町	6
女川町	1
南三陸町	16

【秋田県】

合 計	2,145
秋田市	458
能代市	133
横手市	109
大館市	177
男鹿市	64
湯沢市	88
鹿角市	100
由利本荘市	435
潟上市	14
大仙市	62
北秋田市	167
にかほ市	48
仙北市	64
小坂町	14
上小阿仁村	22
藤里町	8
三種町	79
八峰町	20
五城目町	5
八郎潟町	9
井川町	14
大湯村	1
美郷町	39
羽後町	12
東成瀬村	3

【山形県】

合 計	1,281
山形市	156
米沢市	114
鶴岡市	107
酒田市	108
新庄市	32
寒河江市	2
上山市	47
村山市	38
長井市	34
天童市	35
東根市	23
尾花沢市	124
南陽市	12
山辺町	4
中山町	1
河北町	7
西川町	1
朝日町	3
大江町	3
大石田町	87
金山町	7
最上町	37
舟形町	57
真室川町	7
大蔵村	7
鮭川村	7
戸沢村	2
高島町	5
川西町	123
小国町	8
白鷹町	4
飯豊町	9
三川町	4
庄内町	35
遊佐町	31

【福島県】

合 計	2,344
福島市	306
会津若松市	117
郡山市	266
いわき市	435
白河市	46
須賀川市	52
喜多方市	59
相馬市	14
二本松市	103
田村市	20
南相馬市	42
伊達市	40
本宮市	10
桑折町	12
国見町	3
川俣町	21
大玉村	9
鏡石町	15
天栄村	11
下郷町	21
檜枝岐村	0
只見町	3
南会津町	19
北塩原村	4
西会津町	8
磐梯町	1
猪苗代町	9
会津坂下町	19
湯川村	0
柳津町	2
三島町	0
金山町	3
昭和村	2
会津美里町	19
西郷村	338
泉崎村	1
中島村	3
矢吹町	95
棚倉町	13
矢祭町	1
塙町	10
鮫川村	4
石川町	23
玉川村	1
平田村	0
浅川町	1
古殿町	1
三春町	5
小野町	5
広野町	1
檜葉町	0
富岡町	19
川内村	5
大熊町	22
双葉町	8
浪江町	69
葛尾村	2
新地町	7
飯館村	19

【茨城県】

合 計	2,842
水戸市	172
日立市	135
土浦市	234
古河市	93
石岡市	47
結城市	125
龍ヶ崎町	5
下妻市	32
常総市	59
常陸太田市	55
高萩市	73
北茨城市	49
笠間市	80
取手市	44
牛久市	10
つくば市	92
ひたちなか市	97
鹿嶋市	144
潮来市	23
守谷市	73
常陸大宮市	85
那珂市	69
筑西市	118
坂東市	39
稲敷市	31
かすみがうら市	57
桜川市	133
神栖市	139
行方市	48
鉾田市	101
つくばみらい市	19
小美玉市	36
茨城町	24
大洗町	25
城里町	21
東海村	64
大子町	33
美浦村	20
阿見町	40
河内町	5
八千代町	50
五霞町	11
境町	27
利根町	5

【栃木県】

合 計	2,745
宇都宮市	924
足利市	413
栃木市	115
佐野市	93
鹿沼市	125
日光市	95
小山市	114
真岡市	36
大田原市	145
矢板市	23
那須塩原市	213
さくら市	151
那須烏山市	3
下野市	25
上三川町	21
西方町	0
益子町	28
茂木町	0
市貝町	6
芳賀町	4
壬生町	93
野木町	1
岩舟町	20
高根沢町	2
那須町	62
那珂川町	13

【群馬県】

合 計	2,230
前橋市	415
高崎市	597
桐生市	149
伊勢崎市	156
太田市	51
沼田市	25
館林市	50
渋川市	156
藤岡市	25
富岡市	31
安中市	20
みどり市	68
榛東村	2
吉岡町	35
上野村	9
神流町	5
下仁田町	6
南牧村	2
甘楽町	5
中之条町	5
長野原町	5
嬭恋村	6
草津町	21
高山村	9
東吾妻町	158
片品村	2
川場村	22
昭和村	28
みなかみ町	19
玉村町	34
板倉町	15
明和町	4
千代田町	21
大泉町	61
邑楽町	13

【埼玉県】

合計	4,787
さいたま市	514
さいたま市 西区	49
さいたま市 北区	40
さいたま市 大宮区	70
さいたま市 見沼区	49
さいたま市 中央区	37
さいたま市 桜区	52
さいたま市 浦和区	30
さいたま市 南区	62
さいたま市 緑区	15
さいたま市 岩槻区	110
川越市	292
熊谷市	152
川口市	229
行田市	86
秩父市	50
所沢市	140
飯能市	88
加須市	108
本庄市	55
東松山市	35
春日部市	129
狭山市	93
羽生市	63
鴻巣市	45
深谷市	110
上尾市	163
草加市	162
越谷市	233
蕨市	52
戸田市	105
入間市	94
鳩ヶ谷市	13
朝霞市	72
志木市	35
和光市	26
新座市	122
桶川市	26
久喜市	55
北本市	21
八潮市	42
富士見市	35
三郷市	38
蓮田市	22
坂戸市	33
幸手市	13
鶴ヶ島市	24
日高市	25
吉川市	51
ふじみ野市	30
伊奈町	8
三芳町	8
毛呂山町	432
越生町	6
滑川町	54
嵐山町	217
小川町	8
川島町	14
吉見町	46
鳩山町	5
ときがわ町	33
横瀬町	3
皆野町	10
長瀨町	1
小鹿野町	21
東秩父村	2
美里町	26
神川町	9
上里町	14
寄居町	22
宮代町	7
白岡町	28
杉戸町	48
松伏町	84

【千葉県】

合計	3,991
千葉市	527
千葉市 中央区	162
千葉市 花見川区	112
千葉市 稲毛区	62
千葉市 若葉区	46
千葉市 緑区	80
千葉市 美浜区	65
銚子市	59
市川市	180
船橋市	247
館山市	53
木更津市	103
松戸市	255
野田市	105
茂原市	83
成田市	74
佐倉市	121
東金市	16
旭市	57
習志野市	56
柏市	157
勝浦市	11
市原市	329
流山市	63
八千代市	62
我孫子市	39
鴨川市	30
鎌ヶ谷市	34
君津市	31
富津市	62
浦安市	47
四街道市	82
袖ヶ浦市	212
八街市	12
印西市	34
白井市	53
富里市	53
南房総市	39
匝瑳市	159
香取市	126
山武市	61
いすみ市	14
酒々井町	4
栄町	4
神崎町	7
多古町	2
東庄町	77
大網白里町	108
九十九里町	10
芝山町	4
横芝光町	38
一宮町	4
睦沢町	2
長生村	41
白子町	9
長柄町	10
長南町	7
大多喜町	1
御宿町	7
鋸南町	10

【東京都】

合計	7,244
特別区部	4,560
千代田区	14
中央区	50
港区	56
新宿区	173
文京区	83
台東区	104
墨田区	180
江東区	252
品川区	156
目黒区	86
大田区	347
世田谷区	368
渋谷区	88
中野区	99
杉並区	198
豊島区	159
北区	149
荒川区	166
板橋区	324
練馬区	395
足立区	458
葛飾区	253
江戸川区	402
八王子市	431
立川市	125
武蔵野市	48
三鷹市	46
青梅市	91
府中市	148
昭島市	87
調布市	134
町田市	255
小金井市	32
小平市	173
日野市	93
東村山市	123
国分寺市	39
国立市	56
福生市	35
狛江市	16
東大和市	27
清瀬市	42
東久留米市	35
武蔵村山市	58
多摩市	167
稲城市	35
羽村市	71
あきる野市	94
西東京市	97
瑞穂町	19
日の出町	27
檜原村	7
奥多摩町	16
大島町	47
利島村	0
新島村	2
神津島村	0
三宅村	3
御蔵島村	0
八丈町	3
青ヶ島村	0
小笠原村	2

【神奈川県】

合計	5,116
横浜市	2,077
横浜市 鶴見区	173
横浜市 神奈川区	157
横浜市 西区	64
横浜市 中区	120
横浜市 南区	146
横浜市 保土ヶ谷区	178
横浜市 磯子区	87
横浜市 旭区	91
横浜市 港北区	151
横浜市 戸塚区	197
横浜市 港南区	90
横浜市 緑区	160
横浜市 緑区	77
横浜市 瀬谷区	51
横浜市 栄区	33
横浜市 泉区	138
横浜市 青葉区	73
横浜市 都筑区	91
川崎市	770
川崎市 川崎区	115
川崎市 幸区	98
川崎市 中原区	84
川崎市 高津区	176
川崎市 多摩区	39
川崎市 宮前区	93
川崎市 麻生区	165
相模原市	589
相模原市 緑区	135
相模原市 中央区	207
相模原市 南区	247
横須賀市	128
平塚市	130
鎌倉市	41
藤沢市	252
小田原市	152
茅ヶ崎市	83
逗子市	14
三浦市	12
秦野市	26
厚木市	279
大和市	123
伊勢原市	26
海老名市	78
座間市	94
南足柄市	10
綾瀬市	70
葉山町	6
寒川町	25
大磯町	5
二宮町	10
中井町	52
大井町	5
松田町	8
山北町	7
開成町	5
箱根町	3
真鶴町	2
湯河原町	15
愛川町	7
清川村	12

【新潟県】

合計	2,158
新潟市	482
新潟市 北区	85
新潟市 東区	49
新潟市 中央区	100
新潟市 江南区	27
新潟市 秋葉区	49
新潟市 南区	23
新潟市 西区	108
新潟市 西蒲区	41
長岡市	325
三条市	66
柏崎市	146
新発田市	137
小千谷市	11
加茂市	20
十日町市	47
見附市	15
村上市	84
燕市	22
糸魚川市	143
妙高市	14
五泉市	12
上越市	263
阿賀野市	54
佐渡市	85
魚沼市	13
南魚沼市	49
胎内市	46
聖籠町	24
弥彦村	5
田上町	1
阿賀町	9
出雲崎町	9
湯沢町	0
津南町	16
刈羽村	0
関川村	60
粟島浦村	0

【富山県】

合計	726
富山市	399
高岡市	59
魚津市	21
氷見市	17
滑川市	11
黒部市	4
砺波市	4
小矢部市	29
南砺市	61
射水市	86
舟橋村	1
上市町	11
立山町	2
入善町	18
朝日町	3

【石川県】

合計	815
金沢市	479
七尾市	12
小松市	84
輪島市	26
珠洲市	5
加賀市	38
羽咋市	8
かほく市	19
白山市	43
能美市	9
川北町	0
野々市町	11
津幡町	8
内灘町	9
志賀町	17
宝達志水町	6
中能登町	7
穴水町	24
能登町	10

【福井県】

合計	664
福井市	180
敦賀市	20
小浜市	27
大野市	78
勝山市	35
鯖江市	84
あわら市	12
越前市	39
坂井市	76
永平寺町	22
池田町	1
南越前町	3
越前町	66
美浜町	3
高浜町	12
おおい町	2
若狭町	4

【山梨県】

合計	1,114
甲府市	329
富士吉田市	31
都留市	58
山梨市	15
大月市	26
韭崎市	81
南アルプス市	59
北杜市	137
甲斐市	58
笛吹市	60
上野原市	37
甲州市	45
中央市	19
市川三郷町	6
早川町	1
身延町	16
南部町	2
富士川町	25
昭和町	2
道志村	2
西桂町	1
忍野村	94
山中湖村	0
鳴沢村	1
富士河口湖町	7
小菅村	2
丹波山村	0

【長野県】

合計	2,061
長野市	527
松本市	170
上田市	68
岡谷市	4
飯田市	124
諏訪市	16
須坂市	78
小諸市	11
伊那市	44
駒ヶ根市	78
中野市	29
大町市	33
飯山市	29
茅野市	79
塩尻市	22
佐久市	44
千曲市	50
東御市	10
安曇野市	94
小海町	1
川上村	1
南牧村	0
南相木村	1
北相木村	1
佐久穂町	12
軽井沢町	52
御代田町	26
立科町	18
青木村	7
長和町	6
下諏訪町	10
富士見町	9
原村	2
辰野町	7
箕輪町	5
飯島町	4
南箕輪村	8
中川村	1
宮田村	1
松川町	9
高森町	5
阿南町	62
阿智村	24
平谷村	1
根羽村	0
下條村	18
売木村	0
天龍村	4
泰阜村	1
喬木村	20
豊丘村	0
大鹿村	0
上松町	27
南木曾町	9
木祖村	2
王滝村	2
大桑村	5
木曾町	8
麻績村	2
生坂村	1
山形村	7
朝日村	0
筑北村	1
池田町	0
松川村	2
白馬村	28
小谷村	1
坂城町	40
小布施町	77
高山村	0
山ノ内町	6
木島平村	1
野沢温泉村	2
信濃町	4
小川村	2
飯綱町	5
栄村	3

【岐阜県】

合計	1,405
岐阜市	394
大垣市	123
高山市	77
多治見市	56
関市	55
中津川市	56
美濃市	38
瑞浪市	29
羽島市	61
恵那市	27
美濃加茂市	28
土岐市	53
各務原市	112
可児市	57
山県市	20
瑞穂市	2
飛騨市	14
本巣市	18
郡上市	27
下呂市	20
海津市	14
岐南町	1
笠松町	4
養老町	8
垂井町	13
関ヶ原町	1
神戸町	5
輪之内町	3
安八町	5
揖斐川町	17
大野町	10
池田町	10
北方町	6
坂祝町	2
富加町	1
川辺町	19
七宗町	0
八百津町	0
白川町	5
東白川村	2
御嵩町	11
白川村	1

【静岡県】

合計	2,509
静岡市	617
静岡市 葵区	285
静岡市 駿河区	125
静岡市 清水区	207
浜松市	433
浜松市 中区	141
浜松市 東区	39
浜松市 西区	36
浜松市 南区	45
浜松市 北区	126
浜松市 浜北区	15
浜松市 天竜区	31
沼津市	101
熱海市	14
三島市	56
富士宮市	94
伊東市	17
島田市	83
富士市	144
磐田市	114
焼津市	83
掛川市	51
藤枝市	103
御殿場市	213
袋井市	29
下田市	2
裾野市	5
湖西市	54
伊豆市	11
御前崎市	17
菊川市	64
伊豆の国市	11
牧之原市	44
東伊豆町	1
河津町	19
南伊豆町	22
松崎町	8
西伊豆町	3
函南町	24
清水町	6
長泉町	12
小山町	37
吉田町	13
川根本町	2
森町	2

【愛知県】

合計	4,372
名古屋市	1,742
名古屋市 千種区	125
名古屋市 東区	15
名古屋市 北区	99
名古屋市 西区	137
名古屋市 中村区	119
名古屋市 中区	76
名古屋市 昭和区	75
名古屋市 瑞穂区	94
名古屋市 熱田区	39
名古屋市 中川区	252
名古屋市 港区	109
名古屋市 南区	62
名古屋市 守山区	156
名古屋市 緑区	158
名古屋市 名東区	118
名古屋市 天白区	108
豊橋市	352
岡崎市	154
一宮市	206
瀬戸市	84
半田市	37
春日井市	210
豊川市	112
津島市	21
碧南市	39
刈谷市	63
豊田市	184
安城市	106
西尾市	18
蒲郡市	75
犬山市	25
常滑市	35
江南市	31
小牧市	63
稲沢市	50
新城市	21
東海市	18
大府市	39
知多市	25
知立市	35
尾張旭市	43
高浜市	24
岩倉市	19
豊明市	39
日進市	47
田原市	56
愛西市	10
清須市	37
北名古屋市	55
弥富市	15
みよし市	39
あま市	38
東郷町	15
長久手町	16
豊山町	2
大口町	10
扶桑町	7
大治町	11
蟹江町	17
飛島村	0
阿久比町	18
東浦町	22
南知多町	4
美浜町	0
武豊町	8
一色町	16
吉良町	4
幡豆町	10
幸田町	21
設楽町	19
東栄町	3
豊根村	2

【三重県】

合計	2,206
津市	279
四日市市	469
伊勢市	102
松阪市	194
桑名市	81
鈴鹿市	210
名張市	107
尾鷲市	25
亀山市	55
鳥羽市	108
熊野市	47
いなべ市	83
志摩市	67
伊賀市	107
木曾岬町	2
東員町	16
菟野町	85
朝日町	1
川越町	1
多気町	35
明和町	16
大台町	21
玉城町	5
度会町	4
大紀町	11
南伊勢町	13
紀北町	27
御浜町	14
紀宝町	21

【滋賀県】

合計	1,443
大津市	498
彦根市	165
長浜市	98
近江八幡市	60
草津市	64
守山市	31
栗東市	15
甲賀市	184
野洲市	57
湖南市	40
高島市	81
東近江市	90
米原市	19
日野町	20
竜王町	0
愛荘町	9
豊郷町	7
甲良町	1
多賀町	4

【京都府】

合計	3,249
京都市	1,872
京都市 北区	149
京都市 上京区	65
京都市 左京区	143
京都市 中京区	85
京都市 東山区	34
京都市 下京区	82
京都市 南区	271
京都市 右京区	216
京都市 伏見区	550
京都市 山科区	149
京都市 西京区	128
福知山市	77
舞鶴市	111
綾部市	58
宇治市	203
宮津市	28
亀岡市	98
城陽市	366
向日市	25
長岡京市	23
八幡市	69
京田辺市	64
京丹後市	53
南丹市	104
木津川市	39
大山崎町	5
久御山町	9
井手町	6
宇治田原町	11
笠置町	0
和束町	3
精華町	9
南山城村	1
京丹波町	7
伊根町	1
与謝野町	7

【大阪府】

合 計	12,195
大阪市	4,982
大阪市 都島区	114
大阪市 福島区	86
大阪市 此花区	102
大阪市 西区	146
大阪市 港区	173
大阪市 大正区	113
大阪市 天王寺区	83
大阪市 浪速区	121
大阪市 西淀川区	142
大阪市 東淀川区	175
大阪市 東成区	188
大阪市 生野区	795
大阪市 旭区	147
大阪市 城東区	177
大阪市 阿倍野区	191
大阪市 住吉区	217
大阪市 東住吉区	179
大阪市 西成区	464
大阪市 淀川区	377
大阪市 鶴見区	183
大阪市 住之江区	170
大阪市 平野区	476
大阪市 北区	97
大阪市 中央区	66
堺市	1,560
堺市 堺区	322
堺市 中区	212
堺市 東区	113
堺市 西区	370
堺市 南区	227
堺市 北区	167
堺市 美原区	149
岸和田市	510
豊中市	461
池田市	23
吹田市	311
泉大津市	101
高槻市	353
貝塚市	48
守口市	165
枚方市	277
茨木市	207
八尾市	278
泉佐野市	171
富田林市	203
寝屋川市	272
河内長野市	63
松原市	112
大東市	154
和泉市	296
箕面市	70
柏原市	36
羽曳野市	73
門真市	142
摂津市	24
高石市	46
藤井寺市	33
東大阪市	770
泉南市	40
四條畷市	51
交野市	40
大阪狭山市	36
阪南市	66
島本町	23
豊能町	11
能勢町	55
忠岡町	30
熊取町	53
田尻町	4
岬町	21
太子町	5
河南町	14
千早赤阪村	5

【兵庫県】

合 計	6,271
神戸市	1,221
神戸市 東灘区	71
神戸市 灘区	88
神戸市 兵庫区	91
神戸市 長田区	121
神戸市 須磨区	159
神戸市 垂水区	149
神戸市 北区	178
神戸市 中央区	96
神戸市 西区	268
姫路市	621
尼崎市	830
明石市	478
西宮市	811
洲本市	85
芦屋市	57
伊丹市	231
相生市	95
豊岡市	90
加古川市	283
赤穂市	45
西脇市	62
宝塚市	141
三木市	115
高砂市	72
川西市	63
小野市	72
三田市	175
加西市	38
篠山市	11
養父市	17
丹波市	168
南あわじ市	17
朝来市	35
淡路市	23
宍粟市	50
加東市	25
たつの市	42
猪名川町	25
多可町	22
稲美町	59
播磨町	24
市川町	9
福崎町	36
神河町	3
太子町	5
上郡町	38
佐用町	49
香美町	9
新温泉町	19

【奈良県】

合 計	1,125
奈良市	385
大和高田市	26
大和郡山市	66
天理市	52
橿原市	101
桜井市	65
五條市	18
御所市	17
生駒市	30
香芝市	42
葛城市	15
宇陀市	62
山添村	6
平群町	6
三郷町	8
斑鳩町	7
安堵町	3
川西町	7
三宅町	5
田原本町	12
曽爾村	0
御杖村	0
高取町	6
明日香村	24
上牧町	15
王寺町	6
広陵町	27
河合町	6
吉野町	9
大淀町	40
下市町	2
黒滝村	2
天川村	1
野迫川村	0
十津川村	50
下北山村	0
上北山村	1
川上村	0
東吉野村	3

【和歌山県】

合 計	1,341
和歌山市	571
海南市	84
橋本市	121
有田市	52
御坊市	6
田辺市	37
新宮市	72
紀の川市	15
岩出市	76
紀美野町	11
かつらぎ町	12
九度山町	72
高野町	2
湯浅町	11
広川町	10
有田川町	11
美浜町	45
日高町	1
由良町	8
印南町	2
みなべ町	41
日高川町	7
白浜町	7
上富田町	43
すさみ町	3
那智勝浦町	10
大地町	1
古座川町	6
北山村	0
串本町	4

【鳥取県】

合 計	764
鳥取市	381
米子市	190
倉吉市	23
境港市	37
岩美町	7
若桜町	2
智頭町	3
八頭町	7
三朝町	1
湯梨浜町	32
琴浦町	25
北栄町	4
日吉津村	2
大山町	2
南部町	22
伯耆町	5
日南町	2
日野町	3
江府町	16

【島根県】

合 計	841
松江市	216
浜田市	50
出雲市	171
益田市	28
大田市	69
安来市	14
江津市	128
雲南市	45
東出雲町	3
奥出雲町	5
飯南町	2
斐川町	11
川本町	2
美郷町	7
邑南町	58
津和野町	1
吉賀町	17
海士町	2
西ノ島町	2
知夫村	0
隠岐の島町	10

【岡山県】

合 計	1,306
岡山市	394
岡山市 北区	308
岡山市 中区	24
岡山市 東区	25
岡山市 南区	37
倉敷市	189
津山市	112
玉野市	46
笠岡市	64
井原市	44
総社市	23
高梁市	9
新見市	33
備前市	32
瀬戸内市	26
赤磐市	11
真庭市	42
美作市	46
浅口市	42
和気町	25
早島町	9
里庄町	13
矢掛町	23
新庄村	0
鏡野町	11
勝央町	4
奈義町	5
西粟倉村	0
久米南町	8
美咲町	68
吉備中央町	27

【広島県】

合計	2,593
広島市	743
広島市 中区	157
広島市 東区	137
広島市 南区	45
広島市 西区	65
広島市 安佐南区	129
広島市 安佐北区	54
広島市 安芸区	46
広島市 佐伯区	110
呉市	285
竹原市	38
三原市	124
尾道市	207
福山市	525
府中市	46
三次市	47
庄原市	55
大竹市	16
東広島市	271
廿日市市	62
安芸高田市	45
江田島市	29
府中町	16
海田町	24
熊野町	12
坂町	1
安芸太田町	7
北広島町	12
大崎上島町	6
世羅町	11
神石高原町	11

【山口県】

合計	1,678
下関市	521
宇部市	219
山口市	77
萩市	57
防府市	205
下松市	28
岩国市	148
光市	32
長門市	88
柳井市	57
美祿市	18
周南市	111
山陽小野田市	43
周防大島町	13
和木町	3
上関町	0
田布施町	6
平生町	47
阿武町	5

【徳島県】

合計	1,425
徳島市	395
鳴門市	133
小松島市	17
阿南市	92
吉野川市	60
阿波市	64
美馬市	122
三好市	151
勝浦町	5
上勝町	3
佐那河内村	5
石井町	9
神山町	18
那賀町	50
牟岐町	0
美波町	12
海陽町	7
松茂町	99
北島町	17
藍住町	3
板野町	83
上板町	11
つるぎ町	25
東みよし町	44

【香川県】

合計	899
高松市	318
丸亀市	128
坂出市	55
善通寺市	61
観音寺市	61
さぬき市	58
東かがわ市	29
三豊市	46
土庄町	20
小豆島町	7
三木町	21
直島町	1
宇多津町	6
綾川町	45
琴平町	30
多度津町	3
まんのう町	10

【愛媛県】

合計	1,329
松山市	482
今治市	45
宇和島市	101
八幡浜市	23
新居浜市	145
西条市	62
大洲市	93
伊予市	5
四国中央市	53
西予市	60
東温市	118
上島町	7
久万高原町	5
松前町	17
砥部町	21
内子町	21
伊方町	3
松野町	5
鬼北町	49
愛南町	14

【高知県】

合計	1,016
高知市	392
室戸市	24
安芸市	38
南国市	9
土佐市	12
須崎市	35
宿毛市	16
土佐清水市	105
四万十市	29
香南市	17
香美市	73
東洋町	1
奈半利町	7
田野町	7
安田町	5
北川村	1
馬路村	0
芸西村	4
本山町	10
大豊町	10
土佐町	3
大川村	0
いの町	10
仁淀川町	21
中土佐町	8
佐川町	14
越知町	2
禰原町	22
日高村	6
津野町	5
四万十町	30
大月町	3
三原村	1
黒潮町	96

【福岡県】

合計	6,543
北九州市	1,251
北九州市 門司区	248
北九州市 若松区	43
北九州市 戸畑区	40
北九州市 小倉北区	358
北九州市 小倉南区	178
北九州市 八幡東区	79
北九州市 八幡西区	305
福岡市	1,842
福岡市 東区	416
福岡市 博多区	248
福岡市 中央区	203
福岡市 南区	316
福岡市 西区	219
福岡市 城南区	144
福岡市 早良区	296
大牟田市	262
久留米市	260
直方市	66
飯塚市	279
田川市	155
柳川市	144
八女市	51
筑後市	90
大川市	11
行橋市	72
豊前市	50
中間市	32
小郡市	57
筑紫野市	49
春日市	86
大野城市	30
宗像市	94
太宰府市	39
古賀市	48
福津市	21
うきは市	47
宮若市	58
嘉麻市	153
朝倉市	89
みやま市	34
糸島市	99
那珂川町	74
宇美町	48
篠栗町	33
志免町	21
須恵町	39
新宮町	11
久山町	17
粕屋町	19
芦屋町	22
水巻町	62
岡垣町	56
遠賀町	29
小竹町	16
鞍手町	10
桂川町	33
筑前町	65
東峰村	6
大刀洗町	57
大木町	1
広川町	25
香春町	16
添田町	18
糸田町	36
川崎町	52
大任町	51
赤村	28
福智町	145
荻田町	25
みやこ町	15
吉富町	8
上毛町	4
築上町	32

【佐賀県】

合計	877
佐賀市	314
唐津市	175
鳥栖市	63
多久市	58
伊万里市	24
武雄市	12
鹿島市	28
小城市	23
嬉野市	29
神埼市	29
吉野ヶ里町	21
基山町	15
上峰町	12
みやき町	27
玄海町	2
有田町	10
大町町	4
江北町	12
白石町	13
太良町	6

【長崎県】

合計	1,868
長崎市	429
佐世保市	490
島原市	102
諫早市	390
大村市	58
平戸市	14
松浦市	15
対馬市	60
壱岐市	20
五島市	85
西海市	26
雲仙市	57
南島原市	28
長与町	3
時津町	22
東彼杵町	14
川棚町	4
波佐見町	16
小値賀町	4
佐々町	10
新上五島町	21

【熊本県】

合計	3,028
熊本市	1,036
八代市	425
人吉市	63
荒尾市	40
水俣市	117
玉名市	90
山鹿市	21
菊池市	25
宇土市	17
上天草市	34
宇城市	54
阿蘇市	32
天草市	270
合志市	48
美里町	33
玉東町	0
南関町	18
長洲町	9
和水町	4
大津町	16
菊陽町	10
南小国町	0
小国町	6
産山村	3
高森町	20
西原村	7
南阿蘇村	4
御船町	35
嘉島町	1
益城町	27
甲佐町	18
山都町	22
氷川町	100
芦北町	190
津奈木町	4
錦町	7
多良木町	16
湯前町	13
水上村	3
相良村	2
五木村	9
山江村	17
球磨村	14
あさぎり町	64
苓北町	84

【大分県】

合計	998
大分市	263
別府市	71
中津市	109
日田市	32
佐伯市	53
臼杵市	86
津久見市	6
竹田市	29
豊後高田市	5
杵築市	10
宇佐市	55
豊後大野市	78
由布市	112
国東市	48
姫島村	1
日出町	23
九重町	15
玖珠町	2

【宮崎県】

合計	1,219
宮崎市	371
都城市	133
延岡市	103
日南市	65
小林市	90
日向市	99
串間市	43
西都市	55
えびの市	67
三股町	3
高原町	7
国富町	35
綾町	10
高鍋町	17
新富町	7
西米良村	6
木城町	23
川南町	6
都農町	7
門川町	4
諸塚村	1
椎葉村	3
美郷町	22
高千穂町	17
日之影町	9
五ヶ瀬町	16

【鹿児島県】

合計	3,448
鹿児島市	1,146
鹿屋市	124
枕崎市	36
阿久根市	61
出水市	124
指宿市	51
西之表市	18
垂水市	50
薩摩川内市	113
日置市	54
曾於市	156
霧島市	290
いちき串木野市	13
南さつま市	178
志布志市	31
奄美市	143
南九州市	21
伊佐市	120
始良市	155
三島村	0
十島村	0
さつま町	38
長島町	16
湧水町	72
大崎町	64
東串良町	23
錦江町	45
南大隅町	0
肝付町	29
中種子町	1
南種子町	4
屋久島町	5
大和村	46
宇検村	6
瀬戸内町	8
龍郷町	57
喜界町	26
徳之島町	44
天城町	10
伊仙町	24
和泊町	12
知名町	15
与論町	19

【沖縄県】

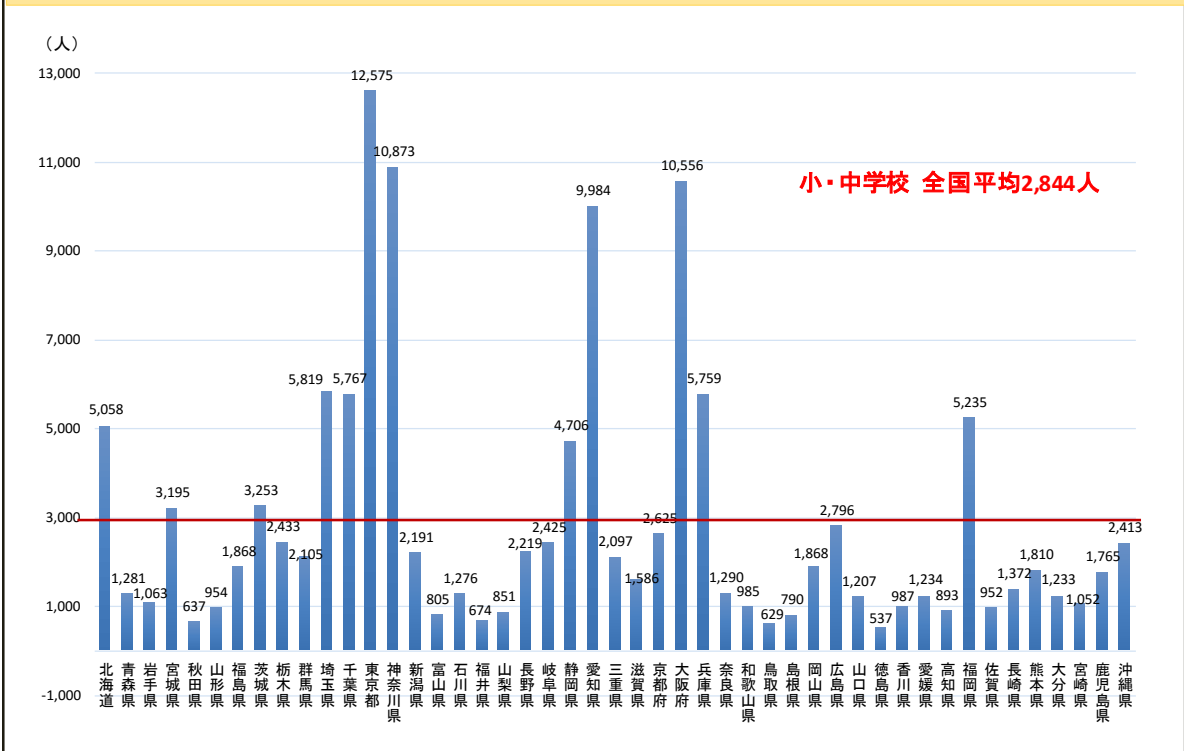
合計	6,541
那覇市	1,444
宜野湾市	289
石垣市	286
浦添市	285
名護市	408
糸満市	292
沖縄市	664
豊見城市	164
うるま市	590
宮古島市	319
南城市	172
国頭村	4
大宜味村	3
東村	15
今帰仁村	41
本部町	118
恩納村	13
宜野座村	0
金武町	128
伊江村	51
読谷村	173
嘉手納町	99
北谷町	154
北中城村	77
中城村	58
西原町	111
与那原町	42
南風原町	95
渡嘉敷村	0
座間味村	0
粟国村	19
渡名喜村	0
南大東村	2
北大東村	0
伊平屋村	79
伊是名村	9
久米島町	50
八重瀬町	262
多良間村	0
竹富町	21
与那国町	4

関連資料 9：不登校の児童生徒数

不登校の現状について

不登校児童生徒数（都道府県別）国公立小・中学校
 (出典) 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

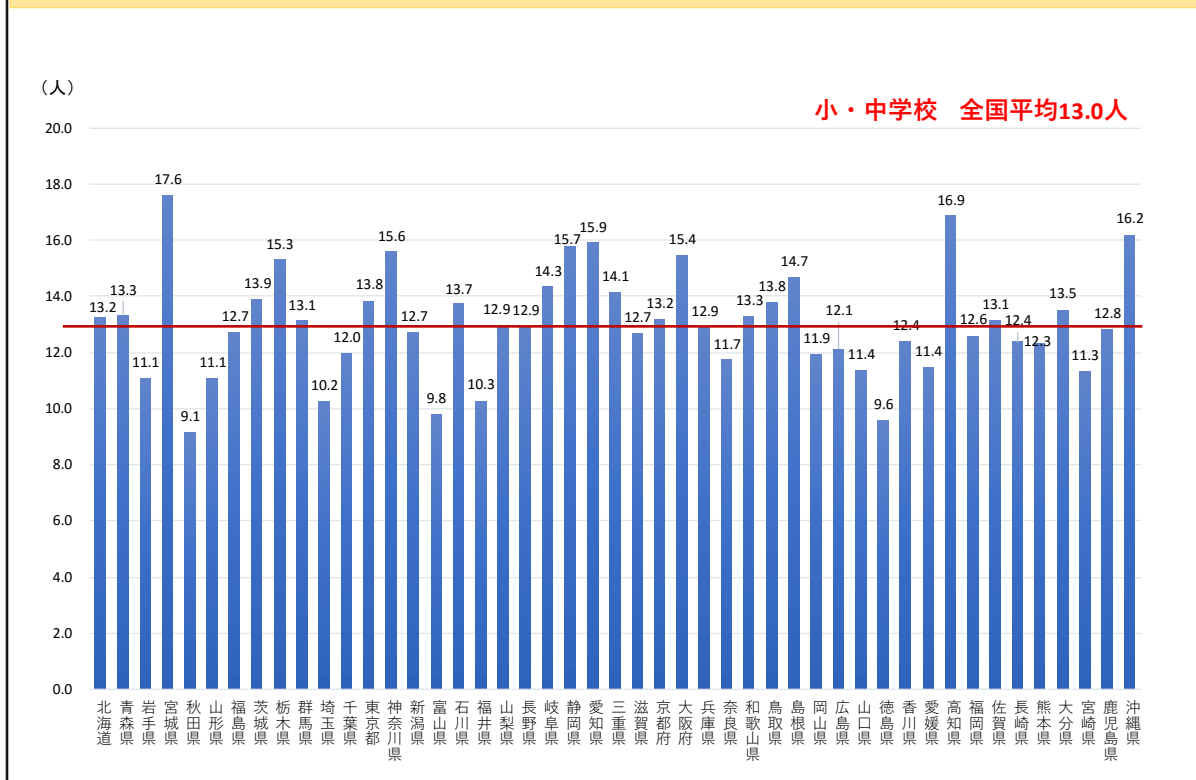
国公立小・中学校



不登校の現状について

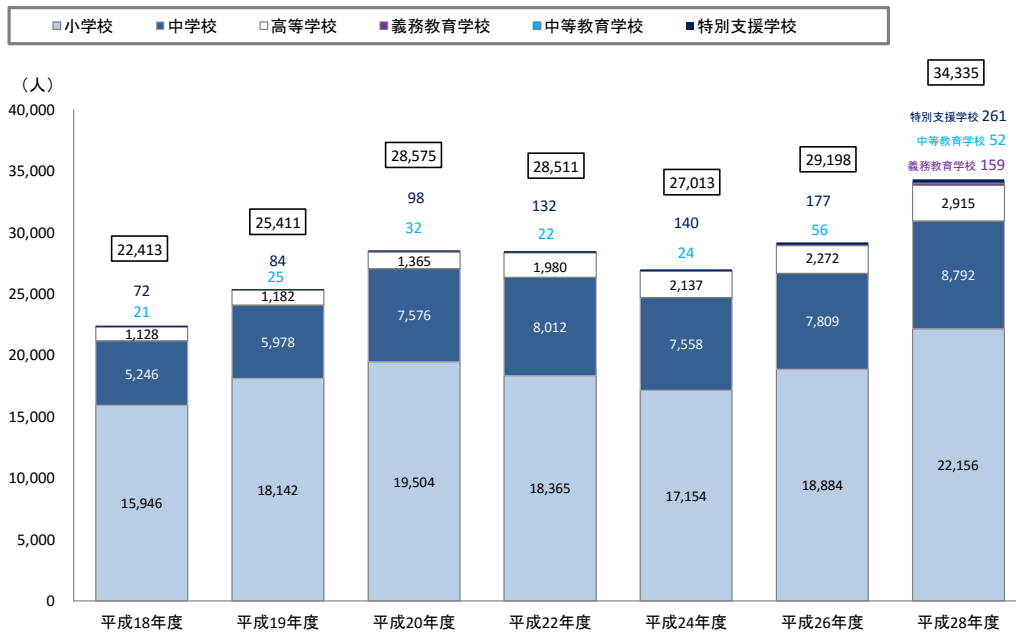
1,000人当たりの不登校児童生徒数（都道府県別）国公立小・中学校
 (出典) 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

国公立小・中学校



関連資料 10：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数

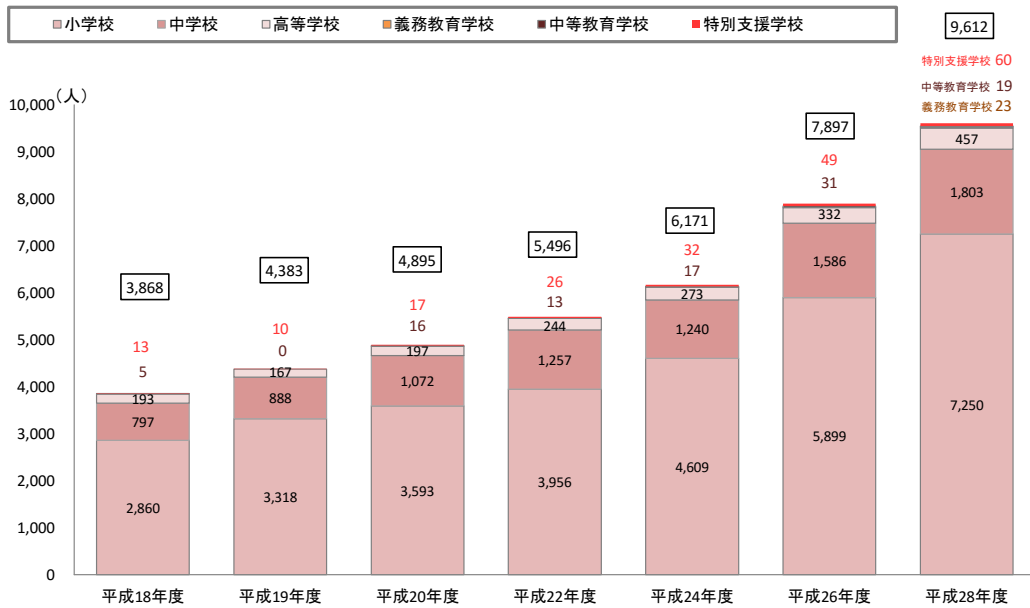


出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成28年度）」

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している

【公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数】



※「特別支援学校」については、H18年度までは盲・聾・養護学校、H20年度以降は特別支援学校に対して調査を行っている。
出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成28年度）」

The poster features a dark blue night sky with a crescent moon and three white birds flying. Below the sky, a white silhouette of a school building is on the left, and a group of five people walking is on the right. The background transitions from dark blue at the top to a light beige at the bottom where the text is located.

や かん ちゅう が く 夜間中学

を、知っていますか？

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。



◎ 夜間中学も通常の中学校と同じ、公立の中学校です。

- ・授業料は、無償です。
- ・週5日間、授業があります。
- ・教員免許を持っている公立中学校の先生が教えてくれます。
- ・全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

文科科学省では、各都道府県に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう、その設置を促進しています。

詳しくは、当省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/

 文部科学省

や かん ちゅう がく あん ない
夜間中学のご案内
かよ
あなたも通ってみませんか?



いま まな
「今からでも学びたい」
まえ 石 き も こた ちゅうがっこう
前向きな気持ちに答える中学校があります



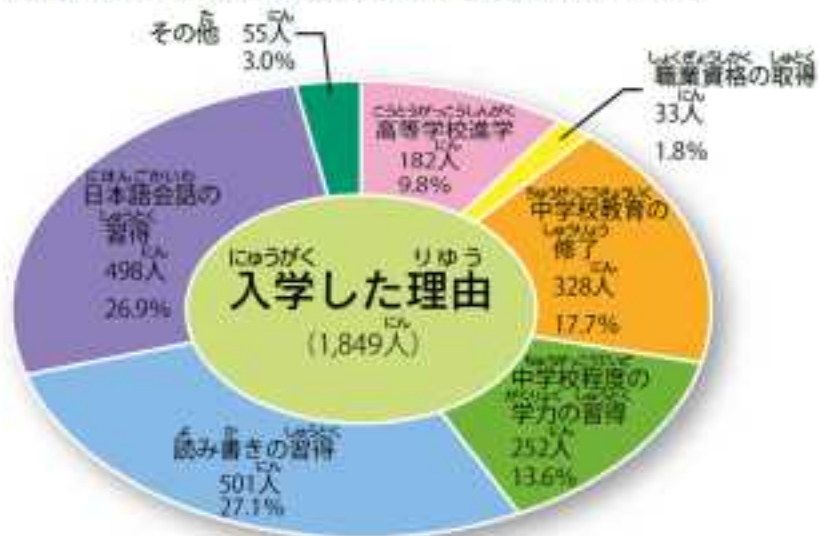
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

夜間中学ってどんなところ？

さまざまな年齢・国籍の生徒が
一生懸命学んでいます

10代から90代までみんなクラスメイトです
 生徒は義務教育の機会を十分に得られなかった人たちです
 昼間働きながら通っている生徒もたくさんいます
 入学の動機は「学力をつけたい」「読み書きを学びたい」
 卒業生の4分の3が高校進学や就職をしています



文部科学省「中学校夜間学級等に関する実態調査(平成26年5月時点)」

現在、夜間中学は8都府県に31校が設置されています
 文部科学省では、少なくとも各都道府県に1校は設置できるよう、
 様々な支援を行い、設置を促進しています

※夜間中学とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことをいいます。

楽しい行事もたくさんあります



や かん ちゅうがく ひる ま ちゅうがっこう おな
夜間中学も昼間の中学校と同じ
 こう りつ ちゅうがっこう
公立の中学校です

- しゅういつかかん まいにちじゅぎょう
週5日間、毎日授業があります。
- ひるま ちゅうがっこう おな きょうか べんきょう
昼間の中学校と同じ教科を勉強します。
- きょうしんめんきょ も こうりつちゅうがっこう せんせい おし
教員免許を持っている公立中学校の先生が教えてくれます。
- すべ かてい しゅうりょう ちゅうがっこうそつぎょう
全ての課程を修了すれば中学校卒業となります。



や かん ちゅうがくにゅうがく
夜間中学入学Q&A

- Q1** 小学校も休みがちで、夜間中学での勉強についていけるか心配なのですが、大丈夫でしょうか…？
- A.** 夜間中学で学んでいる人たちは、それぞれ背景が異なり、学力も一人一人違いますので、分かるところから学べるよう、習熟度によるクラス編制や補習を行うなど、様々な工夫をして授業が行われています。
- Q2** 中学校を卒業しているのですが、事情があってほとんど学校には通っていませんでした。もう一度夜間中学で勉強することはできるでしょうか…？
- A.** 不登校等の理由で中学校の大部分を欠席していたような場合には、入学できる場合があります。お近くの夜間中学やお住まいの地域の教育委員会までご相談ください。

参考：「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」
 (平成27年7月30日 初等中等教育企画課長通知)

や かんちゅうがく せい かつ いち べい 夜間中学での生活の一例

- 17:00 登校
- 17:25 ホームルーム
- 17:30 一時間目 国語
- 18:10 給食
- 18:40 二時間目 英語
- 19:25 三時間目 家庭科
- 20:10 四時間目 数学
- 20:50 ホームルーム
- 21:00 下校



まな なか え
学びの中で得たもの



授業で、「あなたを変えた音楽や映画は何ですか。」という問いに英語で答える活動をしました。私は、音楽の授業で歌った「マイバラード」を選びました。「心痛む思い たとえきみを苦しめても 仲間がここにいるよ いつもきみを見てる 僕らは助け合って 生きてゆこういつまでも」いつもこの歌を歌うと夜間中学の仲間を思い浮かべるからです。



総合の学習の時間に、お茶会がありました。とても興味深いものでした。お茶はとてもおいしくて、さらに日本の伝統楽器である箏の体験もできました。お茶の先生は更に日本の伝統舞踊まで演じてくださいました。私たちが外国人生徒にとって、今回のように多様な体験は日本の茶道文化や、伝統的精神を十分に学べるものでした。

や かんちゅうがく し ば あい 夜間中学についてもっと知りたい場合

せいふ
政府インターネットテレビ

「いまからでも、まなぼう！
公立中学校の夜間学級」

(English) <http://netv.govonline.go.jp/eng/prg/prg4638.htm>

(Chinese) <http://netv.govonline.go.jp/eng/prg/prg4637.htm>

(Korean) <http://netv.govonline.go.jp/eng/prg/prg4636.htm>



せいふこうほう
政府広報オンライン

(ラジオ番組「なるほど!!
ニッポン情報局」)

やかんちゅうがく し
「夜間中学について知ろう」



せいふこうほう
政府広報オンライン

(お役立ち記事)
「さまざまな事情により、
中学校で勉強することが
できなかった人へ
「夜間中学」を
知っていますか？」



やかんちゅうがく さい 夜間中学について聞いてみました

Q 夜間中学の好きなおところは？

とにかく先生方がやさしくて、ていねいに教えてくれます。

Q 一番思い出に残っていることは？
運動会、移動教室、修学旅行。

Q 卒業したらやりたいことは？

目前の目標としては高校進学。

Q あなたにとって夜間中学とは？

毎日を充実させてくれる要素。

戦後の混乱期に学校に通えなかった方

これから入学しようかどうか迷っ

ているのでしたら、迷わずすぐに

入学する事をすすめます。いろい

ろな国から来ている人たちばかり

ですからとにかく楽しいですよ、

人生年をとってもいつも青春。



80代・日本人(在校生)

夢を追いかけて来日された方



30代・フィリピン出身(在校生)

ひるまかいこのしごとをしていますので、やかんちゅうがくでべんきょうしています。ゆめをもっているかた、レベルアップしてスポーツとべんきょうができます。ねんれいはかんけいありません。あんしんしてべんきょうをたのしめるので、ぜひみなさんいきましょ。

Q 今一番頑張っていることは？

しごとやりながら、よるべんきょうしています。

Q 一番勉強になったことは？

かんじです。日本のすばらしいところもたくさんべんきょうしました。

Q 将来の夢は？

かいごふくししです。

Q あなたにとって夜間中学とは？

2nd Home、ふるさとです。

Q 夜間中学の好きなおところは？

いくつになっても学べるおところ。

Q 卒業したらやりたいことは？

ヘルパーの資格を取ってみたい。健康でいられたら高校にも行きたい。心理の勉強もしてみたい。

Q 入学して良かったと思うことは？

毎日が楽しい。

Q あなたにとって夜間中学とは？

私が輝ける場所。

戦後の混乱期に学校に通えなかった方

私は戦争の為に学校で学ぶ

ことができませんでした。船

は若いうちにすべきで

す。今勉強ができるかんきょう

の方々、こうかいのないよ

うにまなんで下さい。



70代・朝鮮半島出身(在校生)

怪我の為に学校に通えなかった方



10代・日本人(在校生)

私の夜間中学での生活は充実していると思います。もし勉強してみたい人がいたら、是非夜間中学へ来て下さい。

Q 今一番頑張っていることは？

高校に入るために、毎日一生懸命勉強しています。

Q 一番勉強になったことは？

一生懸命勉強して、数検準2級と英検準2級を取りました。

Q 将来の夢は？

私は将来高校教師になり、社会にやくたつ生徒達に育てたいです。

Q 入学して良かったと思うことは？

沢山の国の人と友達になり、いろいろな年齢の人と話ができます。

Q 夜間中学の好きなおところは？

学校全体があたたかくて、「家族」のような感じ。

Q 一番勉強になったことは？

人とのコミュニケーションの大切さ。

Q 将来の夢は？

自分で会社を起こす。

Q あなたにとって夜間中学とは？

もうひとつの家。

家庭の事情で学校に通えなかった方

あきらめずに前に進んでほし

い。私の初めての学校は「夜間中

学」でした。全てが新鮮、毎日が

発見の日々。一生は一度つきり。

学べる時間も多くはありません。

夜間中学に通って、学校を好

きになってみて下さい。



30代・日本人(卒業生)



や か ん ち ゅ う が く
夜間中学
を、知っていますか？

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。



**「今からでも学びたい」
前向きな気持ちに応える中学校があります**

詳しくは、[国語ホームページ](http://www.next.go.jp/a_mosu/shotoh/yokan/)または最寄りの[市町村教育委員会](http://www.next.go.jp/a_mosu/shotoh/yokan/)へ



http://www.next.go.jp/a_mosu/shotoh/yokan/

○夜間中学も通常の中学校と同じ、公立の中学校です。
・授業料は、無償です。
・通学距離、短縮があります。
・通学費用も持っている公立中学校の生徒が救われます。
・全ての科目を修了すれば、卒業修業ととなります。

文部科学省では、義務教育修了の少なくとも1つは夜間中学が修得されるよう、施策を推進しています。



文部科学省

夜間中学での生活の一例

- 17:00 登校
- 17:25 ホームルーム
- 17:30 一時間目 国語
- 18:10 給食
- 18:40 二時間目 英語
- 19:25 三時間目 家庭科
- 20:10 四時間目 数学
- 20:50 ホームルーム
- 21:00 下校



夜間中学に通う生徒に聞いてみました。

昼間の中学を形式的に卒業したものの、実質的に学ぶことができなかった方（20代）



Q 夜間中学に入学したきっかけは？

母が紹介してくれた。中学時代は休みがちであまり学校に通えなかったが、もう一度中学の勉強をして、高校に進学したかったため。

Q 卒業後の目標は？将来の夢は？

学校の先生になること。夜間中学に入学して先生の優しさを感じるようになった。高校卒業後は大学に進学し、教員免許を取得したい。

Q 入学して、変わったことは？

中1の時に、勉強を教えてあげられるようになった。覚えたことを教えることができるのは嬉しい。また、夜間中学は、いろいろな人の意見を聞くことができ、価値観の違いを知ることができた。そして何よりも、毎日学校に行くことができて、1日でも休むと学校に行きづらくなるので、少し嫌だなと思う日も、頑張って学校に通った。

Q あなたにとって夜間中学とは？

貴重な経験ができる場、やり直しができる場。自分にとっては、高校に行くための第一歩であり、誰にとっても、一歩目になる場所。夜間中学を知らなかった、あるいは近くになくて通えなかったら、今とは全然生活が違っていたと思う。

（インタビュー日時：夜間中学3年生に在席）

夜間中学についてもっと詳しく知りたい場合はこちらをご覧ください。

政府インターネットテレビ「いまからでも、まなぼう！ 公立中学校の夜間学級」

【日本語】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>

【English】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4638.html>

【中文】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4637.html>

【한국어】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4636.htm>



文部科学省ウェブサイト「夜間中学の推進について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

関連リンク先

文部科学省ウェブサイト

「夜間中学の推進について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」

さまざまな事情により、中学校で勉強することができなかった人へ

「夜間中学」を知っていますか？

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>

政府インターネットテレビ

いまからでも、まなぼう！公立中学校の夜間学級（こうりつちゅうがっこうのやかんがっきゅう）

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12820.html>